

# 令和元年第3回上里町議会定例会会議録第1号

---

令和元年6月7日（金曜日）

---

## 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について
- 日程第 7 (町長提出議案第26号) 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第27号) 上里町介護保険条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第28号) 上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 (町長提出議案第29号) 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 (町長提出議案第30号) 上里町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 (町長提出議案第31号) 令和元年度上里町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第13 (町長提出議案第32号) 令和元年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 (町長提出議案第33号) 令和元年度上里町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 議会活性化特別委員会委員長報告について
- 日程第16 議員の派遣について
- 日程第17 議長の不信任動議
- 日程第18 (町長提出議案第34号) 工事請負契約の締結について
- 日程第19 (町長提出議案第35号) 工事請負契約の締結について

日程第 20 (町長提出諮問第 1 号) 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 21 (議員提出議案第 2 号) 公共交通等対策特別委員会設置について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 提出議案の報告について

日程第 4 町長の行政報告について

日程第 5 諸報告について

日程第 17 議長の不信任動議

日程第 6 一般質問について

---

### 出席議員 (14 人)

1 番 黛 浩之君	2 番 高橋茂雄君
3 番 高橋勝利君	4 番 飯塚賢治君
5 番 仲井静子君	6 番 猪岡 壽君
7 番 齊藤 崇君	8 番 植原育雄君
9 番 植井敏夫君	10 番 高橋正行君
11 番 納谷克俊君	12 番 沓澤幸子君
13 番 高橋 仁君	14 番 新井 實君

欠席議員 なし

---

### 説明のため出席した者

町 長 山下博一君	副町長 江原洋一君
教育長 下山彰夫君	総務課長 山田 隆君
総合政策課長 塚越敬介君	税務課長 須長正実君
くらし安全課長 望月 誠君	町民福祉課長 亀田真司君
子育て共生課長 間々田由美君	健康保険課長 及川慶一君
高齢者いきいき課長 飯塚郁代君	まち整備課長 富田吉慶君
産業振興課長 山下容二君	上下水道課長 根岸利夫君
学校教育課長 高橋 淳君	学校教育指導室長 勝山寛美君

生涯学習課長 伊 藤 覚 君 会計管理者 小 暮 伸 俊 君

---

**事務局職員出席者**

事務局 長 宮 下 忠 仁 主 任 横 尾 慎 也

## ◎開会・開議

午前9時8分開会・開議

○議長（新井 實君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第3回上里町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（新井 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、9番植井敏夫議員、10番高橋正行議員、11番納谷克俊議員、以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

---

## ◎日程第2 会期の決定について

○議長（新井 實君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

前期定例会において、議会運営委員会に審査の付託をしておきました会期日程等の審査結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、齊藤崇議員。

〔議会運営委員長 齊藤 崇君発言〕

○議会運営委員長（齊藤 崇君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員長の齊藤でございます。前期定例会において審査の付託を受けました今期定例会の会期日程等について、去る5月17日、議会運営委員会を開催し、慎重審議いたしましたので、その結果を報告いたします。

初めに、一般質問であります。今期定例会における一般質問は、10名の議員から通告書が提出されております。

質問の通告時間は5時間30分であり、答弁時間を含めると、おおむね9時間20分程度になると見込まれます。

なお、一般質問は本日と10日月曜日の2日間となり、本日5名、10日5名の割り振りいたしました。

次に、町長提出議案については、条例の一部改正が5件、次に補正予算については、一般会計、国民健康保険特別会計並びに介護保険特別会計の3件で、これらを合計いたしますと、8件の提出議案であります。

なお、会期中に追加議案の提出がある旨の報告を受けております。

次に、今期定例会に受理した請願・陳情はありません。

これらを考慮し、今期定例会の会期は、お手元に配付した会期日程表のとおり、本日6月7日から6月17日までの11日間といたしたところでございます。

以上で議会運営委員会に付託された会期日程等の審査結果の報告といたします。

慎重審議をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（新井 實君） お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から6月17日までの11日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決定いたしました。

---

◇

### ◎日程第3 提出議案の報告について

○議長（新井 實君） 日程第3、提出議案の報告について。

町長より議案の送付がありましたので、事務局をして議案の報告をいたさせます。  
事務局。

〔事務局朗読〕

---

◇

### ◎日程第4 町長の行政報告について

○議長（新井 實君） 日程第4、町長の行政報告について。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 皆さん、おはようございます。

議長からお許しをいただきましたので、令和元年第3回上里町議会定例会行政報告をさせていただきます。

本日ここに令和元年第3回定例議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御健勝にて御参会を賜り、町政の重要課題について御審議いただきますことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

さて、平成から新たな令和の時代になり、新時代の幕開けとなりました。平成を振り返りますと、アナログからデジタルへの変化の時代であり、インターネットとSNSの普及など、情報通信技術の進化により社会環境は大きく変化し、私たちの生活を豊かにしました。

一方、バブル経済の崩壊と長期デフレが進行し、日本経済の国際的地位も低下いたしました。

また、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震を初めとして、異常気象により豪雨災害、自然災害など、各地で多くの災害が発生しました。全国の自治体で防災・減災の町づくりが課題となり、財政健全化と持続可能な自治体運営が求められた時代でもありました。

新たな令和元年は、9月にラグビーワールドカップ2019日本大会が熊谷市で行われ、来年には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、埼玉県ではバスケットボール、サッカーなどが行われます。近隣で大きなイベントが開催され、大変面白い話題でもあり、大いに活気づくことが予想されます。

私自身も町長就任2年目を迎え、新たな気持ちで町の行政運営を行うとともに、町民の皆様とともに明るい希望に満ちた令和時代にしてまいりたいと思っております。

さて、本定例会には、上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を初めとする条例の一部改正が5件、令和元年度上里町一般会計補正予算を初め補正予算案件3件を提出議案とさせていただきます。また、工事請負契約の締結2件、人権擁護委員の推薦1件につきまして、追加議案として御提案したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会に御提案いたします議案関係についての概要を申し上げます。

条例の一部改正としましては、公職選挙法等の一部改正によりまして、上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を初めとしまして、介護保険法施行令の一部改正、消費税率の引き上げに伴いまして、関係条例の一部を改正する条例5件を提出させていただきます。

続きまして、補正予算案の概要について申し上げます。

一般会計におきましては、消防施設費補助金、地域子育て支援拠点事業委託料、介護保険特別会計繰出金、道路改良舗装等工事費、児玉工業団地アクセス道路事業などを計上いたしております。

歳入といたしましては、国・県支出金及び繰越金などが主な財源となっております。

額といたしましては、6,751万3,000円の増額補正となっております。

その他、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計の補正を提出させていただきました。

これらの提出議案につきまして、慎重御審議いただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、3月以降の主な事業の実施状況について申し上げます。

第28回上里町乾武マラソン大会が3月24日に開催されました。ゲストランナーに上武大学駅伝部の皆さんをお迎えし、1,106名の参加者のもと盛大に行うことができました。

当日は、春の日差しの中、たくさんのランナーの方々が、烏川の堤防上を、赤城山、榛名山などを目におさめながら町内を疾走いたしました。各種団体を初め大勢のボランティアの皆様のお協力を得まして、無事に大会を運営することができました。

次に、町職員の定期人事異動でございますが、定年退職、埼玉県への復帰退職などにより5名に退職辞令を交付し、新規採用については、一般職2名、保健師1名、栄養士1名、合計4名を採用いたしました。また、県からの派遣1名、新規再任用・任期付3名を加え人事を構成しました。異動については、退職した課長級ポストの補充を初めとする昇格などを含め、延べ89人の人事異動の発令を行いました。

今年度の職員配置の特色としては、任期付職員として埼玉県職員の土木行政に携わった職員を、上下水道課下水道係に配置しました。

職員派遣としまして、埼玉県産業労働部観光課に新たに若手職員を派遣し、長年の懸案でありました町の観光施策を初め、自治体プロモーション活動などを学ぶため、2年間の派遣を実施いたします。

本年4月1日現在における総職員数は179人となります。昨年度と比較しまして3名の増員となりました。今後も限られた人材で住民のニーズに速やかに対応できる、効率のよい組織づくりを整備してまいりたいと考えております。

令和元年の記念イベントとしまして、5月1日に婚姻届を提出され、新たな御夫婦となられたお二人を町長室に招き、お祝いをさせていただきました。当日は7組の御夫婦が届け出にいられ、婚姻届受理証と「こむぎっちょグッズ」のプレゼント、記念撮影など、お祝いのセレモニーを町長室で行いました。当日お見えになった御夫婦も、今日のこの日を忘れられない日にしたいとの思いがあるとのことでした。今後も若者世代の町内への転入に力を注いでまいりたいと考えております。

続きまして、公立保育園の建設でございますが、先日の臨時議会においても御報告いたしましたが、平成30年度（繰越）（仮称）上里町保育所新築工事として、令和元年5月8日に株式会社塚本工務店と契約を締結し、5月30日に安全祈願祭を実施し、6月より工事に着手することとなりました。工事は令和2年2月28日を完成予定としております。令和2年4月の新保育園開設に向け、本格的な始動となるものでございます。議員の皆様方には、定期的に進捗状況を御報告させていただきます。

町の空き家対策でございますが、今年度より町内の空き家の実態を把握するため、水道閉栓データをもとに空き家候補を抽出し、その後に現地調査を行う空き家実態調査を行ってまいります。

あわせて、平成30年度から3カ年計画で防災行政無線同報系デジタル化整備工事ですが、本

年度はこれから町内16カ所の広報塔の更新を行う予定であります。

また、6月29日に熊谷ドームで開催されます第53回交通安全子供自転車埼玉県大会に、前年度の準優勝校として神保原小学校が本年も出場いたします。選手候補の児童が毎日、一生懸命練習をしておりますので、今年は是非優勝して、全国大会に出場していただきたいと願っております。

5月26日に実施しましたクリーンの日については、早朝から大勢の町民の皆様に御参加をいただき、道路や河川などに捨てられた缶やペットボトルなどを回収していただきました。

ごみの回収量は年々減少傾向にありますが、引き続き町民のマナーが向上するよう、啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、6月2日には小型家電・資源ごみ回収が実施されました。今年度より家庭用小型家電のほかに衣類、紙類、バッテリーの回収も行い、金属類や資源ごみの再生利用の推進を図ってまいりました。

以上をもちまして、本定例議会におけます行政報告・提出議案の説明といたしますが、今後とも町政推進につきまして、議会議員の皆様のお指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。令和元年6月7日、上里町長、山下博一。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（新井 實君） 以上で町長の行政報告を終わります。



## ◎日程第5 諸報告について

○議長（新井 實君） 日程第5、諸報告について。

今期定例会において、本日までに受理した請願及び陳情はありません。

次に、郵送で提出されました辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情について2件、日本政府に対して国連の沖縄県民は先住民族勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書について、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情について、以上4件については、参考にその写しを手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、規則等の制定、一部改正及び廃止についての件、平成30年度一般会計予算継続費繰越計算書及び繰越明許費繰越計算書、平成30年度上里町土地開発公社事業報告書・決算書及び平成31年度事業計画書・予算書が報告事項として提出があり、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により、町長ほか関係者の

出席を求めました。

以上で諸報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午前9時28分休憩

---

午前9時45分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎動議の提出

○議長（新井 實君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 議長不信任の動議を提出します。

〔「賛成」の声あり〕

○議長（新井 實君） ただいま議長不信任について動議が提出されました。この動議は賛成者がありましたので成立いたしました。

お諮りいたします。

この際、議長の不信任動議を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、議長の不信任動議の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

### ◎日程第17 議長の不信任動議

○議長（新井 實君） 日程第17、議長の不信任動議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、私、議長が除斥の対象となります。退場しますので、議事進行を副議長をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

〔議長退場〕

午前9時47分休憩

---

午前9時50分再開

○副議長（飯塚賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） ただいま追加日程となりました議長不信任の動議について説明いたします。

新井議長は、一昨年（2019年）の3月17日午後7時ごろ、まだ議長に就任する前、3月定例議会後、打ち上げの宴席において、「日本も核兵器を持つべきだ」との発言をしています。その後、議長に就任し、私はほかの要件で議長室を訪れた際に核兵器に関する認識を確認したところ、「中国や北朝鮮も核を保有しているので、日本も持つべきだ」と再度言っておりました。多くの国民が非常識で危険な発言と思っていることでしょう。私が「上里町議会を代表する議長が核保有発言をしていいのか」とたずねると、「みんなに言っても構わない」とも言いました。

日本は世界中で唯一の被爆国であります。第二次世界大戦末期に当たる1945年8月に人類史上初、なおかつ世界で唯一核兵器が実戦使用され、広島・長崎で約21万人ものとうとい命が奪われ、核の恐ろしさについては、同僚議員の皆さんも広く学習し、認識していることと思います。核兵器を製造せず、持たず、持ち込みを許さないとする日本政府の方針を、1967年12月、当時の佐藤総理が国会答弁で述べております。

上里町においても、平成元年（1989年）12月1日、当時の相川武雄町長が、上里町告示第58号「核兵器のない平和で健康な都市づくり宣言」をしています。これが原本でございます。

にもかかわらず新井議長は、核兵器を保持し、中国や北朝鮮に対抗する考えであります。これは日本国憲法の規定に反し、議会を代表する議長として著しく品位を汚す、このような人が議会を代表する議長としてふさわしいのか、また町民から付託を得た議会議員として資質が疑われても仕方ありません。「瓜田に履を納れず、李下に冠を正さず」という格言がございます。

以上の観点から、私は議長として不適格と思い、ここに新井議長に対して不信任を提出するものであります。

注釈しますと、「瓜田に履を納れず」云々というのは、すぐれた人は事件が起こる前にそれを予防し、あらゆる疑いを抱かれるような立場に身を置かないということでございます。

○副議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

6番猪岡壽議員。

〔6番 猪岡 壽君発言〕

○6番（猪岡 壽君） 6番猪岡でございます。

ただいま提出された齊藤議員の議長不信任案の理由の中で、幾つか質問させていただきます。

1つ目は、説明の中で、もみじ亭の席上において新井議員が「日本も核兵器を持つべきだ」という発言をしたということでございますが、議員も全部同席していたと思うんですが、私も同席していましたが、そのような発言は聞いておりません。どのような状況の中で発言したのか、詳しく説明願いたいと思います。

また、議長室における発言につきましては、これは一対一の発言、個人と個人の発言なのか、ほかに同席していた人がいたのかお聞きしたいと思います。議長が公の場で発言したのであれば問題となりますが、個人との会話の中での話であれば、思想の自由である観点からすれば、議長不信任にはつながらないと私は思います。

また、核兵器を持って核保有国に核の使用を抑止させるという考えの方も、世の中にはいます。被爆国が核兵器を保有することについては、今の日本にとってはとても難しいことであるし、私も核兵器保有には反対する立場ではございます。

それとまた、もう一つお聞きしたいのは、先ほど齊藤議員が議長不信任について説明した内容とほとんど同じものが、5月の末ぐらいに私の地元の町内に配られているというビラが、私の手元にも入っております。それでその発信人といいますか、差出人の名前が入っていないんです。それで内容を見ますと、議長個人を著しく批判するような内容も書いてありますので、発信者の名前もないということでございますので、私は議長と高橋正行議員と私、3人で本庄警察署の生活安全課のほうに行きまして、こういった怪文書が流れていますという話をしております。自分が正しいのであれば、はっきり名前を書いて出すべきだと私は思うんですが、この辺の前に配られたものと今回のことについての関連性についてお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（飯塚賢治君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 何点か質問がありました。順次お答えいたします。

まず、今、私が壇上で読み上げた中には、特定したお店は述べておりません。私は3月定例議会後、打ち上げの席上でというふうに申しております。

それから、2番目の議長室でというのは、一対一でございます。3月定例議会後の席上で言ったことを議長室で再確認したわけですよ。「本当にそういう考えなんですか」、もっとかみ砕いて言えば「そうだよ。誰に言っても構わないよ」と、こういう発言をしているので、そのままこれは引用しているわけです。

それから、怪文書云々というのがありましたけれども、これは別に特定の発信者というか、名前を明記するしないは本人の自由だと思います。それを、何の発信者がいないものであれば、それは無視していいわけですから、それは見た人の自由で、破棄するなり、右の耳から左の耳ということで聞き流して、見るのなら、見過ごしていいのではないかなというふうに考えます。

以上です。

○副議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 提案者にお聞きしたいんですけども、核兵器を持たない、やっぱり戦争につながる、戦争の中でも一番恐ろしいことでもありますので、持たないという考え方には、私は賛同します。

しかしながら、これだけ平和について一生懸命考えている提案者であるならば、平成30年9月議会の憲法9条を守る意見書を国に提出することを求める請願、この請願に対して、継続審議の末に不採択ということになりました。その本会議での審査のときに、この請願に賛成したのは私と仲井議員だけです。これだけ許せないとおっしゃるならば、なぜそういう態度をとっているのか、一貫性がないなと思いますので、お聞きしたいと思います。

○副議長（飯塚賢治君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 憲法9条、今のことで質問ありましたけれども、これは総務経済常任委員会のほうに付託された案件でありまして、これは総務のほうの総称としてそういう結論が出て、中には憲法9条について反対というか、意見を持っている委員もいたわけです。

ただし、今の民主主義の方法は、多数決というか、数の多いほうで採択されたというふうに私は記憶しております。

以上です。

○副議長（飯塚賢治君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ただいまの答弁ですけども、委員会におきましては、少数意見であっても、少数意見の留保ということができていることになっています。ですので、多数決で決まってしまうんですけども、自分が留保した場合には、本会議において、賛成であれば、態度を変えずに自分の意思を貫くことが可能になっているわけでありまして、齊藤議員はどういう立場をとられたのか、改めてお聞きしたいと思います。

○副議長（飯塚賢治君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 私は、特に今、もう憲法9条については関連のことでありまして、本題にちょっと外れるんですけども、基本的に私は、気持ちとしては憲法9条の自衛隊云々については反対であります。ただ、それは本会議ではそういう態度は示しませんでした。

以上です。

○副議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 提案者の齊藤議員に御質問をいたします。

まず、1点目であります。

本提案理由を伺ったところ、議長の公務であるだとか議場であったり、一応いわゆる公務ですね、本会議、それに準ずる公務、委員会であったり全員協議会であったり、議会の代表として出ていった中での御挨拶という部分で申し上げたことではないんだなというのがわかったところではありますが、5月の臨時会のときも、違った方が提案者でしたが、私、同じ質問をさせていただきましたが、議長が一議員といいますか、一個人として政治信条を私的な、要するに公務以外の場で話されたことを取り上げて議長不信任というのは、それが正しいことだと思っ  
てらっしゃるのでしょうかということ、議長というのは、議事進行であるとか議会を統理することが仕事でありまして、また議会を代表する唯一の人であります。議長が欠けたときは副議長が代理をする、議会を代表するということですけども、そういうことを考えますと、議長不信任に私は値しないと思うんですが、そこをどのように考えられているのか。

2点目でございます。

今回、本当に貴重な本会議の時間を使って、このあと会期日程表、議事日程表においては一般質問に入るところでした。各議員が非常に重要な市政の課題について、執行部に質問をしていく時間を奪ってまで議長の動議ということではありますが、果たしてこのタイミングでよかったのかということでもあります。

と申し上げますのは、私はこの後、恐らく反対の討論をすると思いますが、新井議長が議事運営に当たって全く今まで、この1年間、何ら落ち度がない議会運営、議事運営をしておりますので、なぜそこで、このタイミングで非常に重要な、しかも説明員も入っていた状況の中で動議が出せるのか。

ということと関連しますが、齊藤崇議員は現在、議会運営委員長という職にあるわけでございます。先ほど議会運営委員長として定例会の会期日程・議事日程について審査報告をされて、こういう形で進めていきますよと。次は一般質問ですよという話をされました。それが舌の根

も乾かないうちに動議ですよね。議長にそんなに問題があるんだとしたら、なぜ議会運営委員長という立場の中で、議会運営委員会でそのことを問題にしなかったのか。非常に自分の置かれている立場、そして自分のやっていることに対して、私は議会のルールとしては、全くもって反することをされていると思います。この点について、いかがお考えなのかお答え願いたいと思います。

○副議長（飯塚賢治君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） まず、1点目、議長が公というか、本会議、それから全員協議会、委員会等の、そういった特定の場で発言云々ということがありましたが、議長という職は、ではそこだけの議長なのか。町の議員を代表する立場にあるわけですから、例えば催し物の席でも、議会を代表して議長は挨拶しています。だから、そういったことを考えて、ではいつでも何を言っても構わないと。そういう格式のある場所でなければ何を言ってもいいというふうに受けとれますが、それは全く違うと思います。本会議、委員会等の場を離れても、やっぱり議長は議長です。我々の代表であります。ですから、それはやはり慎むべきというか、過激な発言というのはふさわしくないというふうに考えております。

それから、貴重な時間ということを申されましたが、確かに限られた日程の中で議事を進めていくわけですが、このタイミングでというふうな発言もありました。タイミングというのは、やはり私が考えるには、ここの時点がよろしいだろうなというふうに自分で判断した結果であります。

それと、今ここに私はいますけれども、議会運営委員長としてお世話になっているわけですが、それはそれで、今はここで一議員として発言したり議事を審議したりする立場にあります。ですから、それとの因果関係というか、それは私は切り離して考えたいと思います。

以上です。

○副議長（飯塚賢治君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 提案者の齊藤崇議員に再質問をさせていただきます。

先ほど議長という職種上、公の場を離れても言動は慎むべきだという話があったんですけれども、それは当然そうなんだろうなと。私も議長で2年間お世話になって、そのように思いました。自分の主義主張の部分は少し抑えても、やっぱりふだん聞いているときは、個人がやっているのではなくて、議長がやっているという話になってしまうから、気をつけてはおりましたが、憲法云々という話になってきますと、では思想信条の自由はどうなるのかということで、議長という役職を外したときに、一個人として話しているわけですから、その辺の整合性がと

れなくなってくるのかなと思っているところであります。

やはり新井議長は、議長としては、私は議事進行上、何の問題もなくやっておりますし、もっと言うならば、毎年暑い夏の時期に平和大行進だったですかね、議長になるとお招きを、その出発式というんでしょうか、にお招きをいただいて御挨拶をさせていただきます。新井議長も確認したところ、出席をされておるようすし、核兵器廃絶についての御挨拶もされているようでございます。また協賛もされたようでございますので、しっかりと公の場では、自分の主義主張の部分を抑えて、議長として議会を代表して、議員の代表ではありませんね、議会の代表として発言をされておりますので、そういった経緯については、いかがお考えでしょうか。

そして、議会運営委員長だけれども、今は一議員としての立場というお話がございました。それはもったもんですが、5月の臨時会の際に、同僚議員、他の議員がこの動議を発せられたときに、提案者は、今回提案理由を説明した内容について、質疑の中で触れられております。ということは、こういった認識を持っていたわけであって、その後、5月には議会運営委員会も開催されました。なぜそこで問題提起をしないのか。このタイミングで、しかも先ほど議会運営委員長として、今会期の日程について、今後の議事日程について御説明をされて、それは皆さん異議なしと言って通ったところでありまして。誰しものがこの後、この日程表どおり諸報告に続いては一般質問に入ると思ったところ、それを報告した議会運営委員長がいきなり動議ですからね。

繰り返しますけれども、5月の臨時会の中でこの問題について提案者は触れています。この本会議上で触れています。議事録も残っています。その後、議会運営委員会が開催されました。そこでは何もこの件については触れていない。そして、そこで議事日程について議会運営委員会で協議をして、内諾というか、決まったものを今回のこの場で、先ほどその演台で申し上げて、それが承認されたわけですよ。何でその後に出てくるのか。なぜその間、問題提起をしなかったのか。議運の委員長でなくてもいいですよ、議会運営委員会の委員でいいです。出ているんですから、問題にするべきではないですか。それはすなわち本会議を使ったアピールという形にとられてもいたし方がないことだと思うんですね。議会運営委員会は傍聴ができますけれども、傍聴人いませんから。ここは傍聴の方、たくさん見えますから、アピールする場にはなると思うんですね。

そういった意味で、私は非常に今回の議長不信任につきまして不信感を抱いておりますので、重ねて質問をするところであります。明確な答弁をお願いします。

○副議長（飯塚賢治君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 5月の臨時議会の後、議会運営委員会が開催されていますが、これは

5月の臨時議会のときも若干触れましたけれども、これは議事録には残っているかもしれませんが、私が提出ではなくて、そのバックアップというんですかね、そんなような意味合いで発言したつもりです。その臨時議会の後、議会運営委員会、開催されています。その後に私が思いついたことなので、別に議会運営委員会のときに議題にしなくても、それは別段、個人の自由というか、その後に考えついたことなので、特段問題はないというふうに思います。

以上です。

○副議長（飯塚賢治君） 齊藤崇議員、もう一つの質問、お願いします。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 思想信条の自由、ではもっと拡大して、今、国会でも問題視されている丸山議員、これなんかだつて、結局、考え方はああいうふうな考え方ですよ。だから別に、ではそれは国民から批判を受けないかという、批判を受けていますよね。今朝も大々的に新聞に掲載されています。ですから、私は要するに幾ら思想の自由とかというふうなことをいっても、それに当てはまってしまうのではないかなど。要するに繰り返しになりますけれども、やっぱり先ほど質問者が言ったように、自分の立場をわきまえて発言、どこで何を言ってもいいという問題ではなくて、やはりそれは抑えるべきことは抑えて、やはり議会の代表であれば、議会の代表にふさわしいような発言をするべきかというふうに、考えは、それは持っていても構わないと思います。でも、一度発したことというのは、消しゴムで消すことはできません。ですから、その辺については、私は考えは考え、思想は思想でいいと思いますよ。だけれども、要するにその発言というのは、いかななものかなというふうに考えております。

○副議長（飯塚賢治君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 提案者、齊藤議員に再々質問をさせていただきます。

発言は自由だというお話だとするのであれば、議長が公の場で、公務で発言しないのだから、いいのではないですかということが1点と、先ほど5月臨時会における御自身の発言は、提案者ではなく、質疑の中で出た話だから、それはそれで5月の議運で取り上げる必要はないのではないかというお話だったですけれども、今、間に合いませんけれども、終わったらよく議事録を見返していただいて、どのような発言をされていたのかというのは確認したほうがいいと思うんです。質疑にもかかわらず、質疑の域を超えて、ほぼ討論の状態、この問題をしっかりと発言されています。明確な認識があったと思いましたがけれども、皆さん、ここにいた方はわかっているわけですね。明確に問題意識はあったはず。にもかかわらず、議会運営委員会等ではスルーをされて、6月議会の本会議のこの場、それから一般質問が始まる、町政に対する重要事項を皆さん各議員が問題意識を持って質問をしていく中で、ここで動議を出

されたということは、私は議会のルールとしては反しているのではないのか。しかも、立場が議会運営委員長という立場であれば、これはいかなものかと強く思いますので、再度その辺について質問いたします。

○副議長（飯塚賢治君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 先ほどから言っていますように、確かに議会運営委員長でお世話になっています。ただ、繰り返しになりますが、やはり、では議会運営委員長だからといって、そういう動議とか云々について発議してはいけないのか、逆に聞きたいんですけども。

先ほども言っていますように、ここにいるうちは私も一議員としてこの席に座っております。ですから、議長なり副議長に、議会運営委員長、齊藤崇君と言われれば、それはそれで、その立場で発言をしたりいたします。ですから、それは頭の中で要するに切り離して考えて行動しているつもりでございます。これも同じことになってしまいますが、やはりこのタイミングというのは自分で判断するものであるので、それを批判するのであれば、ここでこの後、一般質問が控えているわけですけども、これは議事が大幅に変更というか、おくれるわけですけども、このタイミングでというのは自分で判断したわけですから、皆さんには御了解していただきたいというふうに思うわけです。

以上です。

○副議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、議長の不信任動議に反対の方の発言を許可いたします。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） ただいま提案をされて審議をされております、新井議長に対する議長不信任について、反対の立場から討論させていただきます。

反対の理由は明確に、先ほど質疑をさせていただいた内容であります。まず議会議長としての責務はしっかりと果たされているとっております。

そして、この提案理由については私的な部分でありまして、では何の発言もできないのか、憲法に保障されている思想信条の自由はどうするのか。これは立場がかわって、御自身がなられたときにできるのかといったときに、各議員、胸に手を当てたら、なかなかこれは難しい問題だと思っております。これは議長を務めた議員なら、皆さん、同じことを思っていると思っております。

なので、議長であっても、それは一国民であり、一県民であり、一町民であり、私であれば子どもの親でありという立場もありますから、そこの中での思想信条は自由なのかなと思います。

また、自由という部分で言えば、これは議長と一般議員の違いかもしれませんが、先ほど同僚議員、猪岡議員の質疑の中で、無記名の文章、先付の日付が出された文章に対して、出すのは自由だと。あとは受け取り方をどうするのかという問題でございましたので、これもまたしかりで、町民の皆様の受け取り方と、そのように思っているわけでございます。

また、先ほど、これも同僚議員、沓澤議員から御質問がありましたけれども、平成30年、請願第1号、憲法9条を変えることに反対する意見書の提出を求める請願というところで、沓澤議員おっしゃったように、提案者はこの意見書について採択には賛成していない、不採択という立場をとられております。常任委員会の中で不採択が決まったの本会議だったからということですが、これは明らかに少数意見の留保を常任委員会でしておけば、自分の考えをしっかりと持っているならば、委員会の結論と違って違った表現ができる。これをしないというのは、自分ではこの不採択に賛成したのですよと同じことですから、おっしゃっているこの提案理由との整合性・一貫性がないのかなと。

また、これとも若干関連することかもしれませんが、先ほど申し上げましたとおり、議会運営委員会でなぜそういった問題提起ができなかったのかというお話になりますが、一議員として手を挙げて議長に取り上げられれば自由だよということは、もともとだと思います。しかしながら、何回も繰り返しますが、5月の臨時会で同僚議員が出したこの不信任について、提案者はその質疑の中で、質疑という枠のルールを超えて、ほぼ討論をされて、その中で核兵器の問題について、この全く同じこと、一言一句同じではないですが、問題にしているわけです。この問題があって、その時点で十分認識をしているにもかかわらず、公開をされているとはいえ、あの住民の方が関心を持たない議会運営委員会の場では全くスルーをして、先ほど言った無記名の今日付の先付の日付でビラがいっぱい配られて、町民の皆様が関心を持って傍聴に来られる、その場でこういったものを、既に問題意識を持っていたのに、議会のルールの中では幾らでもそれをただすこと、資すことができたにもかかわらず、こういった本会議の貴重な時間を、ややもすればデモンストレーションのような形で使うことには、私は反対であります。

なおかつ、繰り返しになりますけれども、新井議長は議事運営、議長としての職務、公務について、私は全くもって落ち度はないと考えています。ただ、個人としての発言は、今後謹んでいただきたいと思う部分がありますが、そこはしっかり忠告をして、新井實議長不信任に反対するものであります。

以上、反対討論とさせていただきます。

○副議長（飯塚賢治君） 議長の不信任動議に反対の方の発言はございますか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 私は、この議長不信任案の内容については、反対討論をするのも非常にひっかかる部分があります。それは日本も核兵器を持つべきだという発言が、たとえ宴席上であったとしても、それが事実であれば、私としては全く相入れない考え方であります。そのことは冒頭に言っておきたいと思えます。

しかし、2017年9月議会をひもといたときに、核兵器禁止条約の調印を求める意見書（案）がその年の7月に国連のほうで採択されまして、私はこれはもううれしかったんですね。ですけども、残念ながらその採択の席に日本の政府は欠席をしています。それで、日本政府に対して、早期に調印をするように求める意見書を議会のほうに提出させていただきました。そのときに、新井議長を含めて賛成多数で上里町議会はこれを採択して、全国に先駆け、いち早く国会にこの意見書を上げることができました。

また、先ほど質疑の中で納谷議員からも言われましたけれども、毎年毎年暑い夏、もう5月6日から始まっています国民平和大行進、この取り組みが、ことしは7月15日に上里町にやってくるわけであります。最終的に原水爆禁止世界大会のほうに合流していくわけですが、昨年は7月16日が上里町の行進日でありました。その行進日の前に行われる集會に新井議長は、町長と一緒に参加をしてくださいました。それで御挨拶もいただいております。さらに、核兵器のない平和で公正な世界をと書かれたペナントに署名をして、それを行進がどどんつないでいって世界大会に届けるわけですが、そのペナントにも署名をいただいております。

このように、宴席でということは私の耳にも入っておりませんし、その事実も、新井議長にそういうピラも配られていますけれども、どうなんですかとお聞きしましたところ、覚えはないというふうに、それは言った言わないのところで、私も確認はできません。しかしながら、対外的なこうした部分においては、核兵器禁止を支持する立場をとってこられたというふうに思っています。

しかしながら、私個人としては、新井議員と意見の違う部分もたくさんありまして、新井議員を議長として支持しているわけではありません。特別な支持はしていません。

しかし、今回の2回にわたる議長不信任案や、その前の納谷議長に対する議長不信任案もありましたけれども、これは全く悪しき習慣による、議長1年交代を行うための提案としか私には思えません。

議長の任期は、地方自治法103条2項に規定のとおり、議員の任期によるため、原則としては4年です。しかし、上里町議会においては、ほぼ毎年交代が繰り返されてきました。議員定

数も14名になり、近隣の市町村においても議員が減る中で、毎年かわる議会は近隣ではなくなっています。

議長が毎年かわる問題については、この間、議会全員協議会でも議論があり、児玉郡市広域圏組合議会議員選出との関係からも、2年ぐらいは継続するほうが望ましいという意見が多数だと私は認識しています。

しかしながら、必ず1年交代でこの不信任案が出される、2年を許さない、これは総論賛成・各論反対でありまして、私は全く納得できません。

また、無記名の文書、私のところにも届いております。神保原の住民の方が「ポストに入っていました」ということで、私、いただきました。先ほど来、受け取った側の自由、発信する側の自由という提案者の答弁がありましたけれども、発信する側は責任を持って名前を書いて出すべきです。特に議員としての品位が著しく損なわれるなというふうに私は思います。主義主張は、自分の名をもって責任を持って出していただきたいなというふうに思います。

先ほど来、もみじ亭というのは言いませんでしたという、全くもう笑い話のようなことですが、全くこの怪文書とほとんど変わらない提案内容なんですね。

上里町議会は各常任委員会の任期も2年としているわけです。議長がかわるだけでなく、議長がかわるたびに委員会構成さえも変わってしまいます。現在、議会活性化特別委員会も立ち上げ、開かれた議会にするための議論も積み重ねてきているわけでありまして。議会がもっと切磋琢磨して、学習し、議論していくことが求められているというふうに思っています。1年で議長がかわっているのでは、この議論の積み重ねもできません。主義主張は違っても、一致点を目指して議論することが重要だと考えているわけです。

ですので、私はこの議会において、残念ながら全部一致する議員は一人もおりません。ですので、議長選挙でも私は他の議員を書くことはめったにありません。過去一度だけありました。それは議会を民主的にするというものでありましたが、それ以外は一回も書いておりません。

ですので、改めて新井議員を特別支持しているわけではありませんが、この私利私欲というんでしょうか、議長を交代するための不信任案に反対であります。

○副議長（飯塚賢治君） ほかに反対の討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（飯塚賢治君） ないようですので、次に議長の不信任動議に賛成の方の発言を許可いたします。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 高橋でございます。

今、皆さん方が質疑の中でいろいろ言われていますけれども、まず議員というのは、私もこの間、役場職員にも言われたんですけども、「高橋さん、議員になってしまったら、どこでも議員の名前がついて回るんですよ。だから、これは私的なもの、これは公的なものといっても、常に議員になった人は、バッジをつけてしまうと、そういう立場で町民から見られていますよ」と。「だから、今までは自由気ままに話をしていたようですけども、言動には十分注意してくださいよ」と、こういうことを言われております。現在も言われております。

けれども、高橋議員は議員になってからはそういう言葉が、議員以前とはだいぶ変わってきていますよというふうなことも言われています。けれども、やっぱりもともとの性格がそういうことですから、時たま脱線しそうなときには、その言葉を思い出して直しております。

それから、今回の齊藤議員が提出した内容については、先ほど言ったようにいろいろ、もみじ亭とか何とかという話が出ていますけれども、これについては、いろいろ私もあります。けれども、その場でいるのは、皆さん議員として打ち上げ会に出ている。そして挨拶も町長の挨拶、議長、挨拶お願いしますと、こういうことで挨拶をしたりします。ですから、その席には、議員であるけれども、そういう看板を背負って出席をしているということを忘れてはいけないというふうに思うんですよ。これを何か、それはそれ、こっちはこっちだなんていう話になりますと、ちょっとずれていきます。

○副議長（飯塚賢治君） 高橋議員、賛成の討論をお願いします。

○3番（高橋勝利君） はい。それでは、その辺のところについては、また後でお話したいと思うんですけども。

6月の7日提出の、さっき出しました動議については、私なりに新井議長の発言については調査研究いたしました。多分、議長は恐らく国会の重要閣僚が、過去にしかるべき場所で発言したり答弁した内容を、また書物などを見て発言していることがうかがわれると思いますが、その中の核問題は自信を持って発言しているようなので、その辺のところは、今までどおり追及されたら、自分の考えではないんだよと。先ほど言ったように一人の個人の意見なんだよというふうに話を持っていく可能性が非常にあります。

過去に閣僚経験者は、核問題についてはさまざまな発言を行ってきました。今回この動議は、核問題の発言についてやっているわけです。前回の5月8日はそういう問題はなかった。違う3つの点について質疑・討論を行ってきました。その中でも、齊藤議員が少しこういう話に触れたと思うんですけども、今回はそれを全く切り離れた別な核問題として取り上げをしたということについて、まず理解をする必要があると思います。

朝鮮半島の平和は日本の平和でもあります。鍵を握るのが北朝鮮の非核問題であります。朝

鮮半島と言え、北朝鮮の非核化及び弾道ミサイル発射や核実験であります。これだけ北朝鮮の非核化が叫ばれている中、小さな町の議会議長は、議長就任以前の3月に、中国と北朝鮮が核を保有しているの、日本も持つべきだと発言したことについては、まことに私は遺憾であります。

私も含めた3人の新人議員が、議会に進出する前の出来事であります。なぜこのような発言をしてきたか、議長になれたのか、議長としての適格性がなくても、議会での選挙の結果であり、私たちは今日までその現実を受けとめてきたつもりでございます。

新井議長は以前から発言に問題があり、不適切発言により倫理委員会にかけられたり、全員協議会でも取り上げられ、謝罪をした経緯があり、議長としての発言に責任を持ってない許しがたい行為でありました。議長就任以前の不適切発言、議長就任してからも、さらに発言が中立性に欠ける言動が目立ち、このような人がなぜ上里町議会議長なのか、残念で仕方ありません。

今日、北朝鮮の非核化問題は、国際社会の中でも最もその動向が注目されていることであり、多くの町民から、なぜこのような人が議長になれるのか等の問い合わせも、私のところに多く寄せられました。そこで私はいろいろ考えましたけれども、あくまで一党一派ではなくて、純粋な気持ちでこの問題について取り組んでいきたいというふうに思います。

長くなりますけれども、もう少し時間をいただきたいとします。

52年前に佐藤栄作さんは何を言ったか、これ非核三原則の発言をしたんですよね。そのことによってノーベル平和賞をもらったと、こういうことであります。このことをやはり日本の国民というのは、忘れてはいけないのではないかとこのように思います。

それから、先ほども齊藤議員が話をしたとおり、原爆が長崎と広島に落とされ、多数の国民が犠牲になった。これは戦争の悲劇であります。このことについて、日本は全世界に二度と戦争をしない、いわば憲法9条で戦争の放棄を宣言してきたわけでございます。

そういうことを考えますと、今言ったように、新井議長の発言は、国の最高の長が発言したことをみずから覆すようなことについては、やっぱり見逃すことができない。それで上里町議会において、不信任案反対の討論をする議員がいれば、はっきりと核問題について今回提案しているわけです。こういう発言がいいのかどうか。

ですから、皆さんも、反対討論された方もいますけれども、そのことを何かすりかえるのではなくて、はっきりとこのことについて、やっぱり公の場だとか非公式だとか、そんなことを言う前に、議長室で発言をしたということは、公の場なんです。議会だけが公ではないんですよ。議長室というのは、それだけ重要な部屋だと思います。その辺のところをもう一回、我々は考えないと、議会活性化委員会なんかやっただって、何の意味もない。その辺のところをやっぱり、我々も議会活性化委員会の委員になっていきますけれども、やっぱり町民に見えるか、

何を議会がやっているのか、どういう議会なのかとみんな注目しているわけですよ。そのことをやっぱり考えていきたいと思います。

やっぱり閣僚はいろいろなことを今まで言っていますけれども、今の日本の世論の中で、こういう問題が許されるという状況ではありません。日本国民が日本も核武装すべきだと誰も言っていないわけですよ。それで広島・長崎……

○副議長（飯塚賢治君） 高橋勝利議員に申し上げます。短目にまとめていただきますように。

○3番（高橋勝利君） はい、わかりました。

そういうことで、私はこの新井議長の問題については、やはりはっきりそういうふうな公の場で言ってもいいというのであれば、長崎県民・広島県民に向かって、日本も核を持つべきだと宣言していただきたいんですよ。こんなことができるかどうか、よく考えていただきたいということです。

前回、反対討論の中で5月8日の話も出ていますけれども、これは植原議員も結構抑えて、同僚の皆さん、14名の議員ですから、そういう人たちのことも考えて提案したと思うんですよ。それが私にしてみれば逆にとられて、抽象的だ、具体的だ、そういうようなことで済まされたことについては、非常に残念に思います。これからやはりそういう問題について、14名がこの町をどうしていくかという立場で、こういった言動には十分注意しながら取り組んでいく必要があると、そういう観点から、私は不信任案には賛成いたします。

以上です。

○副議長（飯塚賢治君） ほかに賛成の討論はございませんか。

8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 新井實議長不信任の動議について、賛成の考え方を持っておりますので、賛成討論をいたします。

私は今年の5月8日の臨時議会において、新井實議長に対して、議長の不信任の動議を提出しました。直ちに追加議案として審議することになりました。

提案理由として、新井實議長は、中立性を保つべきであるのに中立性が保たれていないこと、そして言動についても、慎重さを大きく欠いていることなどを挙げて、新井實議長は議長としての適格性を著しく欠いていると提案理由の説明をいたしました。

私は、新井實議長のダメージが大きくなることを気遣い、あえて抽象的に提案理由の説明をいたしました。ところが、質疑等の中で、さまざまなことがあからさまになってしまいました。新井實議長に対しての不信任の動議は、採決の結果、可決となりました。6月配付の議会だよりに掲載をされております。ごらんになっていただきたいと思います。

5月8日の質疑等の中で、議長の不信任の動議は大変に重みのあるものとの発言がありました。その動議が可決されたことは重く受けとめるべきであり、新井實議長は即刻議長を辞任すべきであると私は思っております。

今回、2回目の新井實議長に対する議長不信任動議が、齊藤崇議員から提出をされました。新井實議長は一昨年3月定例会後の打ち上げの席で、まだ議長に就任する前ではありますが、日本は唯一の被爆国であるのに、日本も核兵器を持つべきとの発言をしております。新井實議員が議長就任後に齊藤崇議員が議長室を訪れた際にも、中国や北朝鮮も核を保有しているので、日本も持つべきだと言っており、他言しても構わないとも言っていたとのことでありました。上里町議会を代表する議長が言う言葉ではありません。

上里町は、1989年、平成元年12月1日に宣言をしております。県道本庄藤岡線の交差点、アイデン設備の前の道路の南側に看板が立っております。宣言文の内容は「核兵器をなくし、平和で健康な都市づくり宣言の町」と書いてあります。新井實議長の発言は、町の宣言文、町の考え方を否定するもので、極めて遺憾であると思っております。

国後島訪問中の今年5月11日の夜に、北方四島の返還に関して、「戦争しないとどうしようもないですか」と訪問団の議長に詰め寄るなどした丸山穂高衆院議員（日本維新の会）の、除名に対し、国会議員としての資格がないとの表現で、自主的に辞職を促す内容の糾弾決議案を新たに衆院に与野党が共同で提出をしました。これは衆議院の意思を示すべきとの判断から提出されたものであります。野党6党派が議員辞職勧告決議案、自民・公明両党が譴責決議案を衆院に提出していましたが、これを取り下げて、新たに糾弾決議案を提出するもので、衆院は昨日6日、本会議でこの糾弾決議を全会一致で可決しました。丸山穂高衆議院議員は居場所がなくなってしまうのではないのでしょうか。

5月8日の臨時議会において、新井實議長に対しての議長の不信任の動議を提出した際、同僚議員から貴重な時間をこんなことで使ってというような発言がありました。本日も質疑の中で、貴重な時間を使ってとの発言がありました。新井實議長が不適切な発言・言動をしているわけですから、このことに対して何も発言しないことは黙認することになります。上里町議会が、上里町の議員全員が、この不適切な発言・言動を認めたこととなります。

新井實議長の不適切な発言・言動に対して、貴重な時間を使ってでも意思表示を示すべき事案であると思っております。

以上申し上げ、今回の議長不信任の動議に対しての賛成討論といたします。

以上です。

○副議長（飯塚賢治君） ほかに賛成討論、ございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議長の不信任動議を起立により採決いたします。

議長の不信任動議に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（飯塚賢治君） 起立多数であります。

よって、議長の不信任動議は可決されました。

ここで新井實議長の除斥を解きます。着席するまでお待ちください。

〔新井 實議長着席〕

○副議長（飯塚賢治君） 新井實議長に申し上げます。

議長の不信任動議は賛成多数で可決されたことをお伝えします。

暫時休憩いたします。

午前10時48分休憩

---

午前11時5分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第6 一般質問について

○議長（新井 實君） 日程第6、一般質問についての件を議題といたします。

会議規則第61条の規定により、一般質問の通告がありましたので、通告に従い、発言を許可いたします。

5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 皆さん、こんにちは。

議席番号5番仲井静子です。議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

今回の質問は、子育てのスタート期の母親を支えるサポートのあり方について、①産後ケア事業について、②母親に必要な情報提供のあり方について。

上里町の子育ち・子育て環境は、人口減少・少子高齢化社会を迎え、私の子育て時代よりもかなり厳しくなっています。核家族化やひとり親家族が多くなり、地域のつながりが薄れ、妊娠期から子育て期の家庭の不安や孤立感が懸念され、産後鬱、児童虐待、ドメスティックバイオレンス、子どもの貧困など、さまざまな問題が発生しています。こういう時代だからこそ、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりは、上里町の最重要課題の一つです。

妊娠・出産を経て子育て期に至るまで、切れ目のない支援の強化が求められている中、町の体制として、母子保健サービスは保健センターで、子育て支援サービスは子育て共生課の2カ所で役割分担し、必要な情報を共有して、一体的な提供を通じて包括的な支援を行う、つまり子育て世代包括支援センターが来月からスタートします。

今回の質問は、母子保健サービスに関する子育てのスタート期の母親を支えるサポートのあり方についてお尋ねします。

母子保健コーディネーターを配置し、妊産婦等の支援ニーズに応じて必要な支援につなぐ母子保健相談事業や、妊産婦の孤立感の解消を図るために相談支援を行う産前産後サポート事業、また出産直後に休養やケアが必要な方に対する心身のケアや、きめ細かい育児支援を行う産後ケア事業といった、各地域に応じて切れ目のない支援体制を、埼玉県では地方創生の手法に位置づけ、令和元年末までに各市町村に設置を目指しています。

現在、町では乳児家庭全戸訪問事業が実施され、生後4カ月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、新生児の体重測定や育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行っていますが、これらは新生児の身体が健全に育つための行政サービスであって、親の立場に焦点を当てた、心を育てるための親のあり方のサービスとして、今後実施していただきたい新たな事業として産後ケア事業があります。

子どもを授かった母親は子育て優先の生活で、産後の母体ケアは後回しにしがちです。しかし、ケアを怠ると体に変調を来し、育児や社会復帰に悪い影響を及ぼしかねません。家族などから家事、育児等の十分な産後の援助が受けられない人や、産後の体調不良や育児不安がある人への産後ケア事業は、お母さんとお子さんの生活リズムづくりと育児への不安などを軽減するため、母子で施設に宿泊したり、または施設を日帰りで利用したり、専門訪問員に自宅に訪問してもらったりすることで、体や心のケア、また授乳指導や育児相談等を受けることができます。

出産後の数カ月は、母親となった女性にとって、パートナーとともに親の役割を獲得していく時期です。つまり親は素人です。親は一人の人間を産み、養い、社会にとって役に立つような人間にまで育て上げる、能力も努力も要求される一大事業です。特に出産後6週間から8週間の産褥期は、十分な休息と栄養をとり、妊娠・出産した体を妊娠前の状態に戻させることが重要です。

ベネッセ教育総合研究所では、2015年に国内全域の生後4カ月から11カ月の赤ちゃんを持つ母親1,500人を対象に、産前産後の生活とサポートについて調査を行いました。出産後のサポートに満足した母親は、その後の育児肯定感がより高いという結果が得られ、出産後に良質なサポートを受けることが、赤ちゃんにとっても良好な養育環境を育む上で重要だということが

裏づけられる結果でした。

休息のサポートに当たる家事——つまり炊事、洗濯、掃除、買い物等は、主に実の親と配偶者が担っていますが、母親の出産後の悩みは睡眠不足や疲労が多く、今後充実してほしいサポートの第1位は、リフレッシュしたり休息できる機会でした。家族によるサポートだけでは十分な休息がとれず、身体が回復できない母親がいるという調査結果でした。

私たちの時代は、臨月を迎えると、のんびり出産の日を待ち、退院後は母親や姉妹のサポートを得、1カ月か2カ月間は炊事、洗濯、掃除、買い物等から解放され、体力を回復できました。今後、晩産化・核家族化が進行する中で、従来のような家族を中心としたサポートだけでは足りなくなることが予測されます。

母親の休息を支援するサポートとして、出産後4カ月間、誰がサポートを担ったか尋ねたアンケートの結果、家事の担い手は自分の親が66.9%、配偶者が27.3%、配偶者の親が15.3%、配偶者や親以外の親族が3.4%でした。

問題は、サポートを誰からも受けなかった人が16.4%いたということです。身体的な回復の担い手は、自分の親が56.1%、配偶者が39.7%、配偶者の親が7.3%、配偶者や親以外の親族が3.1%で、サポートを誰からも受けなかった人は25.6%いました。

調査結果から、出産後の母親への休息につながる支援は、家族によってほぼ担われていると言えますが、誰からも支援を受けられなかった25.6%へのサポートを、産前産後ヘルパー派遣事業、訪問型産前産後ケア事業へとつなげてほしいと思います。

埼玉県内の自治体の産後ケアの取り組みをホームページで調べてみた結果、16市町で実施され、情報発信していました。

町ではまだ、子育てのスタート期の母親を支えるサポートの一つ、産後ケアは行われていませんし、母子保健コーディネーターが出産後の生活についてケアプランを作成する場には配偶者も同席を望み、配偶者も出産後の生活がどのようなものになるかをともに理解することで、よりよいサポートができるようになると思います。残念なことに母子保健コーディネーターもいません。安心して子どもを産み、育てられる環境づくりに向けて、母子保健コーディネーターの配置と産後ケア事業を展開し、母子手帳を手にした妊産婦が安心して子育てできるように、子育てのスタート期の母親を支えるサポートについて、今後の町の取り組みをお尋ねします。

新米ママのサポートについて、社会的な支援が充実していくことを願いまして、次に母親に必要な情報提供のあり方について。

上里町在住の乳幼児を育てている母親に、子育てに関するアンケート調査を3月下旬に行いました。調査結果から、子育て支援ルームに関しては、55%の人が知らないという結果でした。

また、子育てに関するホームページの情報提供について、75%の人が情報不足、充実してほしいと答えています。今のままでよいと答えた人は一人もいませんでした。

こういった町民の声を担当課の職員に届けていますが、何の動きもありません。その理由をお聞かせください。

アンケート調査の結果から、母親に必要な情報が必要なときに届いていないのはなぜでしょうか。その理由もお聞かせください。

次に、高齢者のフレイル——虚弱対策について。①低栄養対策の取り組みについて。

高齢者のフレイルを防ぐ対策の強化に向けて、厚生労働省は介護保険法や高齢者医療確保法といった関連法の改正案を通常国会に提出されます。

内容は、介護保険の介護予防と医療保険の保健事業を一体的に実施し、制度間の縦割りで別々に行っている現状を改め、より効率的で成果が出るようにつくり変えるそうです。

今、要介護予備軍として注目されているフレイル。フレイルとは、高齢者の身体機能や認知機能が低下して、虚弱となった状態をフレイルといいます。フレイルを早期発見し、食事や運動など適切な対応で再び元気を取り戻し、健康寿命を延ばすことが重要です。

人間誰も年をとると心身機能が低下し、虚弱化していきます。認知機能の低下、筋肉の衰え、歩行や関節障害など、いずれも高齢期の生活に負の影響をもたらす症状があらわれます。

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことを健康寿命といいます。健康づくり対策を進めていくことによって、健康寿命を延ばし、平均寿命と健康寿命の差を短くすることができれば、個人の生活の質の低下を防ぎ、社会保障、医療や介護の負担の軽減も期待できます。高齢期の特性とそれを踏まえた町の低栄養対策の取り組みについてお伺いします。

低栄養から筋肉、筋力の減少、そして基礎代謝量の低下、エネルギー消費量の低下、食欲の低下、この一連の悪循環がフレイルサイクルで、この悪循環を断つには、低栄養対策がポイントになります。

上里町では、高齢者の虚弱対策として、予防栄養改善、低栄養防止を実施していますか、お尋ねします。例えば戸別訪問で状況を把握し、誤った知識で食事を減らした人や経済的な理由で栄養が不足する人などに個別に指導していますか。食費が十分でない、一人で食べることが多い、食べる気力・楽しみがない、食事量が減ってきたなどのうち3項目以上該当する高齢者に対し、低栄養に陥る手前で訪問活動を実施していますか。

本人は年だから仕方ないと思いがちですが、気づかせてあげれば大変喜ばれる活動ですので、低栄養に陥る前の段階で、早期予防として管理栄養士が個別に介入することで、リスクは顕著に低減することが期待できます。

食の確保という意味で配食サービスは効果がありますが、より重視すべきは食への意欲、高齢期の孤食、食べる気力・楽しみ、こういったメンタルな要素で低栄養に陥る人が少なくない現状です。新たな取り組みにより健康寿命をさらに延ばし、平均寿命と健康寿命の差を短くすることで町民の生活の質の低下を防ぎ、社会保障、医療、介護負担の軽減を進めていただくようお願いいたします。

地域包括支援センターでは、栄養改善教室を初め介護予防、生活支援サービスの利用を希望すれば、市町村で実施する基本チェックリストを受けることができますが、上里町ではやっていますか、お尋ねします。

以上で壇上からの一般質問を終わらせていただきます。

○議長（新井 實君） 5番仲井静子議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員の1、子育てのスタート期の母親を支えるサポートのあり方についての御質問にお答え申し上げます。

まず、①産後ケア事業についてでございます。

議員も御承知のとおり、町では妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を一体的に提供するため、7月から子育て世代包括支援センターを設置するため、現在、準備を進めているところでございます。

子育て世代包括支援センターを設置した際には、コーディネーターを配置し、妊娠・出産・子育てに関する支援のマネジメントを行うこととしています。

近年の晩産化等により、産後間もない時期に家族からの支援が十分に受けられない方や、小さい子どもと触れ合う経験が少ないまま親になる方もおり、出産して初めて育児をする場合、育児への不安は大きいと思われまます。そのため、子育てスタート期の母親を支える事業は、ますます重要になってくるものと思われまます。

このような状況を受けて、国では、各地域の実情に応じた妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行うための補助事業を実施しております。

その中の一つ、産後ケア事業は、宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型があります。

この事業を展開するには、宿泊型・デイサービス型では、協力医療機関等との調整や衛生管理、設備及び備品等の整備、アウトリーチ型では、専門職の確保等が必要となるなど課題があります。

また、子育てスタート期の母親を支える事業は、産後ケア事業以外にもありますので、今後は優先すべきサービスとサービス提供の環境整備について検討し、子育て世代包括支援センタ

一の充実を図っていきたいと考えています。

次に、②母親に必要な情報提供のあり方についての御質問にお答え申し上げます。

上里町では、子育て支援に関する情報を町広報誌、ホームページ、フェイスブックを活用して発信しております。平成29年12月に町のホームページ上で子育て支援サイト「むぎゅっと」、また平成30年4月にスマートフォンの利用が身近なものとなっている子育て世代に向けて、子育て支援アプリ「はぐたま」を開発するなど、情報入手環境の整備に努めてまいりました。

しかしながら、必要な情報が子育て世代に届いていないという現状については、情報提供を重視する一方で、発信した情報の活用状況の把握が不十分だったことに要因があったものと考えられます。

今後は、7月から始まる子育て世代包括支援センター事業において、直接的なアプローチを行い、必要とされる情報を確実に届けられるよう、アプリ等の周知や効果的な活用を進めてまいりたいと思います。

あわせて、妊娠中の方や子育て中の方に直接対面できる点を活用し、子育て期に必要な支援のニーズ把握に努め、その声をフィードバックして子育て施策に生かしてまいりたいと思っております。

ただ情報を発信するだけでなく、子育て世代が何を求めているのかを考え、児童館等、子育て支援の関係機関と連携を図りながら、必要な情報をいつでも気軽に入手できるよう、アプリやホームページ等を活用した、上里町の子育て支援の情報提供を推進してまいりたいと考えております。

次に、2、高齢者のフレイル——虚弱対策についての①低栄養対策の取り組みについての御質問にお答え申し上げます。

元気に長生きする上での重要なポイントとしましては、平均寿命と健康寿命の差を短くすることと言われております。

健康寿命の延伸を妨げ、要介護状態となる要因の1つにフレイルがあります。フレイルとは、高齢者の身体機能や認知機能が低下して、虚弱になった状態をいい、身体的要素、精神的要素、社会的要素の3つの要因がかかっているとと言われております。

町では、そのうちの1つである身体的要素の対策として、主に40歳以上を対象に、「早めに知っ得！ロコモ予防塾」や栄養教室などの開催を通して、生活習慣病やフレイルの予防に関する食生活の講話や調理実習を実施しております。これらの教室の中に、肥満だけではなく、痩せ過ぎも健康を害する危険があることを周知し、食生活などの見直しを促しているところでございます。

また、平成28年度から実施した健康長寿埼玉モデル事業「からだ改革塾～ウオーキング編～」

で作成したリーフレット「健康づくり虎の巻」や、今年度実施予定の健幸マイレージ事業を通して、運動と栄養バランスのよい食事への意識づけを行っていきたいと考えております。

また、高齢者の方々に対する取り組みといたしましては、低栄養のリスクを抱えている方やフレイル対策が必要な高齢者を把握するため、窓口相談や高齢者を訪問する際に、25項目の身体・生活に関する質問票「基本チェックリスト」を実施しております。そのうち栄養に関する質問として、「6カ月で二、三キログラムの体重減少がありましたか」と「身長・体重を教えてください」の2項目を聞き取りして、体格指数、いわゆるBMIを算出しております。そして、この基本チェックリストを活用し、高齢者の実態を把握するため、町内の社会福祉法人に委託して、年間210件の家庭訪問を行っております。

なお、低栄養のリスクを抱える要介護認定者を把握する際には、管理栄養士の戸別訪問による栄養指導を実施し、その中で経済的理由から魚や肉などのたんぱく質が不足し、低栄養のリスクが高い方がいました。

一般的に生活困窮であることが確認された場合には、彩の国あんしんセーフティーネットワークにつなげ、フードバンクから食料の提供を受けることとしています。

さらに、昨年度から県の後期高齢者医療広域連合と町が連携したフレイル対策を始めております。具体的には、広域連合が実施する健康長寿歯科健診の受診者に、体格指数と飲み込みの検査が実施され、その結果が町に提供されます。町では検査結果から、フレイル予防が必要な方に、フレイル予防の事業を紹介する勧奨通知を郵送し、「こむぎっち ちょっくら健康体操」への参加などを呼びかけ、必要に応じて訪問栄養指導につなげるなど、早期の予防対策を図るよう取り組んでいるところでございます。

引き続き、今後、関係部署で連携を強化し、フレイル対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 再質問から一問一答方式でお願いします。

5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 最初に、産後ケアについてお尋ねします。

現在、上里町では、母子保健コーディネーターはいないわけですよね。ちょっとそのところ、母子保健コーディネーターがいるかないかお尋ねします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井議員の再質問にお答え申し上げます。

現在、母子保健コーディネーターは存在しておりません。

○議長（新井 實君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 現在配置していないわけですが、今後配置する予定はありますか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 今後、産後ケアを含めて母子保健コーディネーターを配置することで計画していきたいと思っております。

○議長（新井 實君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 次に、新米ママにとっては、相談窓口がどこにあるかということで、本庄市では保健センターには保健師・助産師が待機しています。そして市役所の子育て支援課には、そこにもやっぱり利用者支援員というのが2人配置されています。町では、相談に来た新米ママの対応をどういうふうに考えているかお尋ねします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 産後ママということであります。今後はそういった産後ケアについて、町として相談窓口とか、子育て世代包括支援センターの中で、個別相談、そういったものを産後ケアという形で充実させていきたいと思っております。

実はそれに関連して、高崎市が産後ケアを含めた、乳幼児のいる家庭から電話があつて、ヘルパーさんを派遣してほしいということで、この4月から子育てSOSサービスを始めました。これが利用料金は1時間200円ぐらいなんですけど、要請があれば1時間で駆けつけるというサービスであります。

私自身も子育て支援という形で、先ほど答弁しましたように、妊娠期から子育て、それから18歳ぐらいまでの子育て時期に対して、そういったサポートが必要かなと思っておりますので、今後庁内で検討していきたいと思っております。御理解いただきたいと思えます。

○議長（新井 實君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 町では妊産婦とか母親に対していろいろな支援サービスをやっていますが、とにかく情報が母親に届いていないということで、毎回やっていますけれども、ホームページの内容を充実してほしいということなんですけれども、全然変わっていないと。前回の

質問から3カ月たっていますし、もう2年前からやっています。

そして、本庄市に行って聞きました。カラーでよくできているので。「これは業者にお願いしたんですか。それとも職員がつくったんですか」と聞いたら、「職員がつくった」と。それで本庄市の場合は職員が、「私を含めて子育てに関する職員は7名でやっています」と。そしてこれは子育てしているお母さん方のニーズで、どんな情報が欲しいとか、そういう声を聞き入れてつくったホームページだということで、こういうのを、本当に子育てしているお母さんの立場に立って、一日も早く情報提供してほしいと思います。

そして、本庄市では子育て支援センターが去年から始まっているわけですがけれども、本当にお母さん方、大変な中、頑張っていますので、力になっていただけたらありがたいなと思います。

町長の考えのほうは、先ほど言いましたように高崎市でSOSをやっているのはわかりますけれども、一日も早く上里町も導入していただきたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、ホームページに関して、いつごろまでに情報提供できるような形になるかもお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井議員から、行政のほうの仕組みはできているんだけど、それを実際、エンドユーザーといいますか、利用者の立場で情報が周知されていないと。まさに私も、この町長になって1年間たった中で、いいものはできてるんだけど、なかなかきめ細かな、最終的な保護者といいますか、子育てしている方に情報が伝わっていない。そういう認識で私も考えていまして、先ほど指摘ありましたホームページについても、もう見直しをかけるといことで、内部事情はあるにしろ、ちょっとホームページの契約の関係があつて、改修については、ちょっといろいろ事情があるということも私も認識しているんですが、それはそれとして、やはり周知するような仕組みをしっかりと考えていこうということ、先日もちょっとお話しして、早急にホームページについても改修をかけていくということ、非常に私自身も利用していて、利用者のサイドになっていないなど、そういう認識でありますので、是非改善していきますので、御理解いただければと思っております。

○議長（新井 實君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 一日も早く情報発信をしていただきたいと思います。

次に、高齢者の虚弱対策についてですけれども、上里町では10年ぐらい前に、今はやってい

るかどうかわからないんですけれども、生活機能チェックリスト、これやっていましたよね。今はこれ実施していますか。65歳以上の要介護認定を受けていない方に、生活機能チェックリストで、早目にこれをチェックして、フレイル対策として活用できたらいいのではないかと思います。うんですけれども、これ現在やっていますか、お尋ねします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井議員の質問に対して、先ほどちょっと答弁でも話しましたように、窓口相談や高齢者を訪問する際に、25項目の身体・生活に関する質問票ですね、基本チェックリスト、これを出しておりますので、利用しているということで御理解いただければと思っております。

○議長（新井 實君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 窓口に用意してあるということなんですけれども、窓口に用意してあっても、わざわざとりに来る方はいないと思いますけれども、これを本当に町全体に広めて、時間のあるときにチェックしていけたらいいのではないかと思いますけれども。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井議員の質問に対して、先ほど答弁で話しましたように、基本チェックリストを活用するという形で、高齢者向けに抽出しまして、高齢者の実態把握をして、実際は社会福祉法人に委託して、年間210件の家庭訪問を行っているということでございますので、実際これを活用されているということで、高齢者に対して、実際、現場に出向いているということで御理解いただければと思っております。

○議長（新井 實君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 2年前の平成29年5月にスタートした訪問栄養指導事業というのがあるんですけれども、これは実際どのくらいの人が利用していますか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 平成29年実績で、訪問の栄養指導ですね、それが延べ人数で7人でした。参加者の年代は60から90歳代ということで、年代を超えてやっている状況でございます。

○議長（新井 實君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 訪問栄養指導事業というのは、ケアマネジャーが要介護認定者のところを訪問するときに、ケアマネジャーの人がピックアップして、この人は栄養指導したほうが良いと判断した人のところだけに訪問しているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 地域ケア会議という会議の中で、必要な人をピックアップして指導しているという状況でございます。

○議長（新井 實君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 町のほうでも、本当にフレイル対策については力を入れてくれているなというのは、数字からも出ています。というのは、「こむぎっち ちょっくら健康体操」もスタート期から今回4年たちますか、今25カ所に増えていますし、そして3年間やった埼玉県健康長寿プロジェクトも3年間が終了し、すごく内容がよくて、本当に自分の体は自分で守ろうという意識が高まってきたなと思っています。これに安心せずに、引き続きやっていただきたいと。

そして、これは私の個人のところに来たんですけれども、第2弾として「とくとく通信」、これは1万歩ウォーキング、一旦、事業が3年間で終わって、引き続きマイレージのほうの事業としてやるということで、引き続き健康に関する事業を進めていただけたのだなと思います。頑張ってやっていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（新井 實君） 5番仲井静子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

---

午後1時30分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 皆さん、こんにちは。

議席番号12番、日本共産党の沓澤幸子です。通告に従い一般質問を行います。

今回の質問は、子育て支援について、国民健康保険について、暑さ対策についての3点です。

まず初めに、1、子育て支援について。

①子どもの貧困調査結果の分析状況について。

町は子どもの貧困対策について、町内の子どもの実情に応じた具体的な施策を検討するために、子ども及びその保護者の生活実態を把握することを目的に、子どもの生活に関する調査を昨年9月に実施いたしました。今年3月にその調査結果がまとめられたところです。また今年度は子ども・子育て支援事業計画も策定することになっていきますので、上里町における貧困率と傾向について、調査結果を踏まえた分析と検討がどのようにされているのかお尋ねしたいと思います。

②学校給食の無償化について。

私は子育て支援の一つとして、子どもの医療費と学校給食費の無料化は優先課題と考え、取り組んでまいりました。この4月、18歳までの医療費の無料化は実現しましたが、町長の公約でもあった給食費の無料化は手つかずでした。1年前には本庄市との調整も必要との町長答弁がありました。半額補助や一部補助を含め期待していましたので、大変残念です。

文部科学省の公立小・中学校の給食無償化の全国調査結果では、小・中学校全てで無料を実施しているのは76自治体、小、中いずれかを無料にしているところを含めると82自治体です。また、部分的な補助は、424自治体を実施しているという現状であります。合わせると約29%の自治体は何らかの補助を実施しているわけであります。神川町も今年の4月から無料になりました。財源的にも実現可能だと思います。実施のめどについて、町長にお聞きしたいと思います。

③幼児教育・保育の無償化で出てくる問題点について。

10月から、3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育園、認定こども園などの費用と、ゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもを対象として、保育所などの費用を無償化にすることになりました。

私は、子育てに係る費用が無償になることは、基本的には賛成です。しかし、今回の幼児教育・保育の無償化は、幾つかの問題点を抱えていますので、質問をさせていただきます。

第1は、今回の幼児教育・保育の無償化は、低所得者ほど負担が重くなる消費税10%増税が財源になっていることです。

2として、無償化の対象が最低基準を満たさない無認可保育園施設も含まれることから、保育士資格のない職員でも保育に当たることができる、こうした施設、現状でも死亡事故等の割合が非常に高い施設であります。こうしたところに対しても、5年間の猶予措置を設けて無償化にすることは、安心・安全が置き去りにされ、保育所の量的不足に加え、質の低下につながる重大な問題と言わざるを得ません。

3として、無償化に係る費用についても、私立保育園などは国が2分の1、県と町で2分の1の負担ですが、公立保育所は全て町負担となります。公立保育園が多ければ、市町の持ち出しが多くなる仕組みは、公的保育制度の後退につながる重大な問題だと考えます。

4として、保育料は所得に応じて決まっていますので、現状でも生活保護世帯、また住民税非課税世帯などは、保育料は免除、または軽減がされています。そのため、今回の無償化の恩恵は低所得者には少なく、低所得者には逆に消費税の増税の負担だけが重くなるという矛盾が生じるのではないのでしょうか。

5として、今回の無償化では、食材費が公的給付から外され、給食費やおやつ代が実費徴収になります。実費徴収によって逆に自己負担が増える層が生まれることを心配するものです。また、給食費などの実費徴収は、保育現場の事務処理を増やすことになってしまいます。

こうしたたくさんの問題を抱えている今回の幼児教育・保育の無償化は、財源も含めた見直しを国に求めるべきではないかと考えるわけです。町長の見解をお聞きします。

④教科書検定に基づく採択について。

2020年から使用する小学校の教科書の採択に向け、上里町を含む本庄児玉郡市は、第16採択地区として教科書展示会の開催が6月14日から29日まで、本庄市立図書館で開催されます。

採択に当たっては、教科書展示・閲覧後、第16採択協議会で教科書を選定し、その後、各市町の教育委員会が採択をして決定するわけですが、この採択に当たって、日々教科書を使って子どもたちの授業を行い、理解する過程を見きわめている教員の意見を十分酌み取ることはもちろんのこと、それとあわせて、主権者である保護者や地域住民に対しても、教科書展示会に気軽に立ち寄れるような情報提供がされていますでしょうか、お尋ねしたいと思います。

近年、歴史の事実をゆがめる教科書なども出てきています。グローバル社会と言われる中で、世界の国々との共通認識に立った史実を正しく伝える、よりよい教科書を子どもたちに手渡すことが重要です。2020年度使用教科書事務処理についての通知には、「法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、法定展示期間の前後にも移動展示会や、図書館や公民館などにおける展示なども、幅広く地域住民の方々が展示会に参加できるように工夫すること」となっています。

第16採択地区として、そうした機会は確保されるのでしょうか。また、第16採択協議会の傍聴者に対する資料配布についても、教育長にお聞きしたいと思います。

2、国民健康保険について。

①国民健康保険加入者の現状について。

2017年度、上里町の国民健康保険の現状は、4,611世帯、約36%、加入者数は7,918人、約26%です。うち所得200万円以下の世帯が79.7%を占め、所得300万円以下で見ると90.81%で

す。圧倒的に低所得者で占められているため、国保加入者の所得平均は98万8,552円で、5年前より3万2,979円少なくなっています。また、滞納者の87.03%は所得200万円以下世帯であり、払い切れない現状が見えてきます。所得200万円以下世帯の所得平均はどのくらいになるのでしょうか。健康で文化的な生活ができる状況と言えるのかどうかお聞きしたいと思います。

#### ②高過ぎる保険税について。

上里町では、年収400万円の4人世帯、夫婦と子ども2人の国民健康保険税は、年額29万730円になります。一方、協会けんぽ保険料は19万7,000円です。その差は9万3,730円です。仮に協会けんぽのように均等割・平等割を除くと18万8,730円になります。他の健康保険と比べても高過ぎる国保税を引き下げするためには、公費を投入するしかありません。全国知事会は協会けんぽ並みの保険料にするため、1兆円の公費負担増を政府に要望しています。

日本共産党は、昨年11月に「高過ぎる国民健康保険税を引き下げ、住民の医療保険制度を守ります」の提案を発表しました。皆保険制度である国民健康保険が高過ぎて加入者を苦しめている実態について、町長の見解をお聞きします。

#### ③統一保険料（税）と法定外繰り入れの考えについて。

2019年度、県が示した上里町の標準保険料は、年収400万円の4人世帯で計算すると31万300円です。現状より1万9,600円、約2万円増となります。

国保の都道府県化は、一般会計からの法定外繰り入れをなくすことを求めています。標準保険料にすれば、今でも高過ぎる保険税をさらに引き上げることになります。

国民健康保険法第1条は、「この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」となっています。この目的に沿って、町は国・県の指導にあらがい、住民を守る防波堤となって、国保税を上げずに頑張るよう求めたいと思います。

国保税の引き下げを求めたいところではありますが、2018年度は県内63自治体中31自治体が国保税を引き上げています。広域化に向けて事前に引き上げた自治体もある中で、引き上げずに頑張っているところは評価できると思います。県内で住民の側に立つ自治体が頑張ることが、国保の構造的な課題解決につながると思います。町長の見解をお聞きいたします。

#### ④低所得者の負担軽減について。

高過ぎる国民健康保険税の大きな要因は、国保にしかない均等割・平等割という応益割で試算されるからです。

上里町は、このほかに資産割、所得割の4方式をとっていますが、資産割と平等割は自治体の判断で導入するしないを決められますが、均等割は法律で必ず徴収することが決められています。所得に関係なく家族の人数で課税されるため、子育て支援にも逆行する、こうした批判

の聲が上がるのは当然のことです。

県内では、子どもの均等割減免を富士見市、ふじみ野市、鴻巣市、杉戸町、皆野町、小鹿野町、加須市の7自治体を実施しています。岩手県宮古市は、今年4月から18歳以上の全ての子どもの均等割減免が始まっています。新聞報道によりますと、対象世帯は501世帯、836人で、システム改修費を含めて費用は1,833万円だそうです。上里町で実施した場合、何世帯でどのくらいの経費で実現できますか。

また、他の健康保険と同様に所得割のみで考えた場合、所得に対し何%の保険税になりますか、お聞きしたいと思います。

### 3、暑さ対策について。

#### ①小・中学校の体育館の空調整備（エアコン設置）について。

今年も暑い夏がやってきました。危険な暑さは命を脅かす事態になっています。既に5月時点で暑さによる死者や病院搬送が報じられています。酷暑から子どもたちの命を守り、災害時には避難所にもなる体育館のエアコンの整備は、重要な課題だと思います。

東京都は今年度、独自に補助制度をつくって対応しています。上里町は校舎の大規模改修を優先したい考えのようではありますが、どちらも命にかかわる大事な課題であり、同時並行で計画的に取り組むことが大事です。

国や県に対して、熱中症対策費や災害対策補助などに体育館のエアコン設置も該当させるよう要望すると同時に、設置方法や整備経費を試算し、具体化すべきと考えますが、町長、教育長にお聞きしたいと思います。

#### ②生活保護世帯の空調整備について。

上里町の生活保護世帯は、2018年3月時点で262世帯であり、5年間で41世帯増加しています。その中でも高齢者世帯の比率が最も高く、129世帯、49.2%です。町は生活保護世帯におけるエアコンの設置状況は把握をされていますか。

エアコンを所持していない保護世帯については、早目の設置が必要だと思います。また、この間、保護費が減額されていますので、エアコンを所持していても、電気料金を気にして使用控えをしていることも考えられます。

猛暑時期の夏季加算支給を国に対し要望すると同時に、当面、町で電気代の補助を行うことについて町長の考えをお聞きし、1回目の壇上での質問とさせていただきます。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤幸子議員の1、子育て支援についての①子どもの貧困調査結果の

分析状況についての御質問にお答え申し上げます。

上里町では、今年度策定予定である第2期上里町子ども・子育て支援事業計画に反映させるため、子どもの貧困に関する実態調査を実施し、その結果について、平成31年3月の全員協議会で報告させていただきました。

今回の調査では、標本数——モデルですね、が限定されているため、その結果のみで町全体の貧困状況を読み取ることは難しいところであります。また、この調査の集計は町で実施したものであり、集計した数値や割合等から、ある程度の傾向をつかむことはできましたが、結果の分析に当たりましては、専門的な見識が必要となるため、現在のところ分析には至っておりません。

第2期上里町子ども・子育て支援事業計画の策定を進める中で、昨年度実施したニーズ調査結果とあわせて、子どもの貧困に関する実態調査結果について専門的な見地に基づく分析を行い、それを町の実情に即した子育て支援施策として計画に盛り込むことを考えております。

続いて、学校給食の無償化についてでございます。

まず、現在の学校給食費の状況を御説明させていただきます。

ことし5月1日現在の児童・生徒数は、小学生がおおよそ1,600人、中学生が900人、合計約2,500人でございます。給食費総額は1億1,700万円であります。そのうち生活保護や就学援助制度等による低所得者世帯への給食費支援は約1,600万円を見込んでおります。そのほかに町では、食材費の高騰に対応するため、1食当たり4円、年間で約200万円の一部補助も行っております。

給食費完全無償化につきましては、昨年の9月議会におきまして、「18歳までの医療費無償化による扶助費の増加と、今後予定されております優良企業転出に伴う税収の落ち込みなどを含め、財政状況を総合的に見きわめて政策を実施していく必要がある」と答弁させていただきました。

18歳までの医療費無償化は、制度開始後間もない状況でございますが、企業の転出につきましても、まだされておらない状況でございますので、状況を見守っておるところでございます。

町としましては、各種施策の実施環境を整えるべく、企業誘致などに積極的に取り組んでおり、雇用の創出、税収確保により財政基盤の安定化を図っておる状況でございます。給食費完全無償化につきましては、引き続き研究を進めてまいりたいと考えております。

今後も多くの方に選ばれる町・子育て支援日本一の町を目指して、より有効的な子育て支援策の実施に向け、尽力してまいりたいと考えております。

次に、③幼児教育・保育の無償化で出てくる問題点についての御質問にお答え申し上げます。

上里町では、本年5月10日に設立した、幼児教育・保育を無償化する改正子ども・子育て支

援法に基づき、10月1日からの実施に向け、スムーズな運用ができるよう調整を図り、取り組んでいるところでございます。

現在、具体的な問題点が生じているわけではございませんが、無償化の対象となるのは保育に係る経費、いわゆる保育料のみであり、保育施設を利用するために必要なそれ以外の経費は有償となるなど、利用者にとっては複雑な仕組みになっております。この点からも、議員のおっしゃるような懸念が想定されるところであります。

まず、無償化をすることで保育の質を確保することができるのかという点についてですが、無償化によって利用希望者が増え、早急に受け皿を増やさなければならない状況になると、現場の保育士の処遇に影響が及んだり、専門的知識や経験のある有資格者を配置することができず、適切な基準を遵守できない状況となるなど、保育の質が低下してしまう可能性も考えられる状況であります。

町としましては、利用者の保育の必要性の認定や保育士の処遇改善等に引き続き取り組み、基準に適合した保育運営が行われるよう、指導、監査等により確認を徹底し、無償化されることで子どもや保護者、保育士等に負担が生じることのないよう、保育の質の確保に努めてまいりたいと思っております。

次に、無償化されることで全ての保護者の負担が一律に軽減されるわけではないのではないか、保育に係る費用のみの無償化では、給食費等が実費徴収となり、負担が増えるのではないかという点についてであります。

現行保育料は必要に応じて決められており、ゼロ歳から2歳の子どもの主食費・副食費、3歳から5歳の子どもの副食費は保育料に含めて納めていただいております。今回の制度改正に当たり、当初想定されていた免除対象範囲が追加され、生活保護世帯や低所得者世帯への副食費の免除措置が拡充される見込みであり、給食費の実費徴収による負担は軽減されるのではないかと考えております。

なお、給食費に関しては、小学校・中学校に合わせて幼稚園や保育園も無償化とする自治体もあるようですが、町では国の示す基準で行ってまいりたいと考えております。

また、保育料から切り離された給食費は、保育施設等で既に徴収している行事費等と同様の取り扱いとなるため、保育施設等が徴収するものと考えております。各施設で徴収するとなりますと、それぞれの現場の保育士が担当することとなり、心理的にも物理的にも負担が増えるということで心配ですが、現段階では給食費の徴収方法についてはっきり示されたものがございませんので、今後の国の動向に基づき対応してまいりたいと思います。

10月から始まる幼児教育・保育の無償化に向けて、より詳細な情報が提供され、具体的な手続を進めていくわけですが、実際に保育施設等を利用する子ども、その保護者、また現場で保

育に関わる保育士等の負担を増やさないことを第一に考え、国・県・近隣市町とも連携を緊密にとりながら、保護者だけでなく保育園等に対しましても、御理解いただけるよう、わかりやすい周知と丁寧な説明を行い、安心して子育てしていただける環境づくりに引き続き取り組んでまいりたいと思います。

次に、2、国民健康保険税についてのお尋ねのうち①国民健康保険加入者の現状についてでございます。

まず、加入者に占める低所得者の割合ですが、平成30年度当初においては、所得が100万円以下の世帯が2,485世帯で全体の54.4%、200万円以下の世帯が3,638世帯で、全体の79.7%であります。1世帯当たりの平均所得は98万8,552円となっております。

軽減を受けている世帯につきましては、7割軽減が899世帯で全体の19.7%、5割軽減が641世帯で14.0%、2割軽減が514世帯で11.3%、合計2,054世帯で全体の45.0%であります。

滞納の状況ですが、平成30年4月1日現在において国保税の滞納がある世帯は239世帯で、所得100万円以下の世帯が122世帯と51.1%を占めております。滞納処分をした差し押さえの件数は131件でありました。

次に、②高過ぎる保険税についてでございます。

上里町の国保税を医療分の4方式の課税方式をとる県内他市町村と比較した場合、均等割を除く3方式は県内平均を下回っており、2方式をとる後期分、介護分を含めても、決して高いというわけではありません。

国保は加入者の年齢層が高く、無職の方が多いため、平均所得は低く、医療費は多額となります。そのため他の健康保険と比べて所得に占める保険料の割合は高いとされてしまうところではありますが、信頼できる正式な比較資料を入手できないことから、簡単に比較することはできませんでした。

次に、③統一保険料と法定外繰り入れについての御質問でございます。

所得が200万円で資産割をゼロとした場合、上里町の現在の保険料と県の標準税率で算出した保険料を比較しますと、1人世帯の63歳の場合、上里町が19万6,800円、標準税率が22万1,000円です。夫婦63歳の2人世帯とした場合、上里町が22万7,900円、標準税率が25万8,200円です。夫婦45歳で高校生と中学生の4人世帯の場合、上里町が25万300円、標準税率が28万600円となります。

平成30年度以降は、標準税率に及ばない分は法定外繰り入れで補填して納付金を支払っている状況であります。

標準税率は、国保広域化に伴い、県内市町村ごとに医療費水準や所得水準の違い、納税率を反映させた、各市町村が納付金を納める上で必要な税率でありますので、国保会計の赤字を解

消するため、上里町においても、この数値に近づけていく必要があります。

また、課税方式についても、県内同一保険料を実現するため、県が示す方式に変化させていく必要があると考えております。

法定外繰り入れにつきましては、先ほどの試算の不足分を補うため、やむを得ず実施しているものであります。繰り入れ額が多くなるほど一般会計を圧迫することになりますので、ないことが本来好ましい状態であります。

最後に、④低所得者の負担軽減についてでございます。

上里町の国保税の医療給付分については、現在、応能割である所得割と資産割、応益割である均等割と平等割の4方式課税を採用しております。応能割と応益割の割合は約65対35という状況でございます。応益割の割合が高いほど低所得者にとっては負担が大きいため、上里町の現状は、より低所得者に配慮したという税率ということになります。

さらに、応益割については、低所得者に対する法定の軽減制度があり、その世帯の所得状況により7割・5割・2割の軽減措置を実施しております。

今年度は平成30年度の決算状況を見ながらとなりますが、税率の見直しを予定しておりますので、低所得者に余り負担が及ばないよう、応能割と応益割のバランスに配慮して検討してまいりたいと考えております。

次に、3、暑さ対策についてでございます。

①小・中学校の体育館の空調設備（エアコン設置）についての御質問についてお答え申し上げます。

近年の地球温暖化の影響による異常気象により、熱中症予防対策、教育環境の向上の観点から、学校における空調設備は、熱中症予防策として大変有効であると思っております。

議員御提案の小・中学校の体育館の空調設備につきましては、空調設備の設置費用、その後のランニングコストなど、将来にわたり財政負担が大きいものとなり、まず校舎の老朽化に伴う改修工事を最優先に行い、限られた予算の中で慎重に判断しなければならないと考えております。

教育部局に関する質問ですので、後で教育長に答弁していただきます。

次に、暑さ対策②の生活保護世帯の空調設備状況についてでございます。

生活保護制度において耐久消費財が認められる条件は、その地域で70%の世帯が保有しているということが基準となっております。冷蔵庫、洗濯機、カラーテレビなど、いわゆる三種の神器を初めとする多数の耐久消費財は、一般世帯から少しおくれて認められてきました。

国は、エアコンについて平成6年から保有を認めており、冷蔵庫などと同様に日常生活用品と位置づけていますが、生活保護世帯のエアコン整備状況については、調査は行っておりませ

ん。

議員御指摘のとおり、近年の記録的猛暑は、命にかかわる危険な状況になっております。そのため、国においても昨年、エアコン設置の補助制度が創設されました。県の生活保護担当ケースワーカーが生活保護開始後に自宅へ訪問した際には、状況に応じてエアコン設置の補助制度について周知を行うことになっているようです。

また、この制度の利用状況については、県の福祉事務所に確認しましたが、現在のところ利用者はいないとのことでした。その理由としては、持ち家や借家で暮らす大多数の世帯では、エアコンが設置されているためとのことでした。

しかし一方では、住居にエアコンが設置してあっても、電気代節約のために使用しないというケースもあるようでございます。

本人の意思によりエアコンが未設置の世帯もあることから、特に熱中症予防が必要な世帯に重点を置いて、県の生活保護担当ケースワーカーとともに家庭訪問し、本人の状況確認や注意喚起を行っております。

現在、生活保護費には寒さ対策のための冬季加算がありますが、暑さ対策のための加算はありません。生活保護費は国の基準により算出して支給しているものであり、仮に町が独自に夏季加算のような手当を支給した場合は、生活保護受給者の収入とみなされることになるため、現行の基準のもとでは支給停止になる可能性もございます。

町といたしましては、引き続きエアコン設置の補助制度の周知を行いながら、暑さ対策については、地域全体の課題として協議を重ねながら、埼玉県を通して国へ要望していくことを検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 皆さん、こんにちは。

沓澤幸子議員の私に対する御質問にお答え申し上げます。

まず、子育て支援についてのうちの④教科書採択についての御質問にお答え申し上げます。

初めに、教科書展示会や採択協議会の日程の周知について申し上げます。

御案内のとおり、小学校では新学習指導要領が令和2年度から施行されます。本年度は新学習指導要領の全面実施に向けてつくられ、検定に合格しました小学校の教科用図書の初めての採択が行われる年となっております。

上里町は採択協議会を組織し、本庄市、神川町、美里町と第16採択地区として教科用図書の

採択を行うこととなっております。5月15日に第1回の採択協議会を開催し、その後、教科書展示会を本庄市立図書館で開催いたします。その後、第2回の採択協議会において採択が行われる運びとなっております。

教科書展示会の日程に関しましては、上里町の広報誌にて周知を図るとともに、上里町教育委員会のホームページにも、採択協議会や教科書展示会の日程について載せることで、地域の方々にも広く周知を図ることとしております。

次に、展示会場以外の場所での教科書見本の展示について申し上げます。

現在、埼玉県内では、教科書見本を提示する27の教科書センターが設置されており、展示会場となっております。また、本年度の教科書展示会は、6月14日金曜日から14日間の開催となっております。埼玉県教科書センター設置運営要綱には、教科書見本に関して、教科書展示会の期間は貸し出しを行わないと定められております。また、平成31年3月29日付文部科学省通知「教科書採択の公正確保について」には、教科書見本の送付部数の上限が定められていることから、展示期間中の展示会場以外の場所での教科書見本の閲覧はできないと考えられております。

傍聴者に対する配布資料等の教科書採択に係る課題につきましては、4市町で組織する第16採択協議会で協議を行うことが求められておりますので、上里町だけで決めるわけにはまいりませんので、さまざまな件は採択協議会の席上で要望してまいりたいと考えております。

次に、暑さ対策についての①小・中学校の体育館の空調整備（エアコン設置）についての御質問についてお答え申し上げます。

上里町の小・中学校では、近年の地球温暖化の影響による異常気象により、熱中症予防対策、教育環境の向上の観点から、全ての普通教室・特別教室にエアコンの設置が完了しております。

しかしながら、体育館にはエアコンが設置されておきませんので、近年の夏の猛暑により、体育館での授業・学校活動に支障が生じる場合が出ております。

小・中学校の体育館は、学校での活動のほか、夜間は社会体育活動として、地域の方々の利用や、災害時には避難所にもなる施設でもあり、議員御提案の小・中学校の体育館の空調設備につきましては、暑い時期に体育館を使用する際の熱中症予防として、大変有効であると思っております。

しかしながら、学校施設は今後、校舎の老朽化に伴う改修工事を限られた予算の中で進めていかなければならず、それにあわせてエアコンの設置をするためには、設置費用、その後のランニングコストなど、将来にわたり財政負担が大きいものとなりますので、慎重に判断しなければならぬと考えておるところでございます。

提案された既存の体育館へのエアコンの設置は、全国・県内でも事例が少ない状況ですが、今後、少しでも財政負担の軽減が図られるよう、補助制度の状況や先進地の事業方策等、情報収集を行い、設置の可能性を探ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、子育て支援についてのところから始めたいと思いますが、子どもの貧困調査結果の分析は、今年度の第2期子ども・子育て支援事業計画を策定する段階になって、専門家も含めて、昨年度実施したニーズ調査とあわせて検討していくということでもありますけれども、私はやはりじっくりと分析して、反映していくことも大事でありますけれども、この子どもたちに対して25項目、保護者の皆さんに対して43項目のアンケート調査をしているわけですが、その中でも、やはり学校から帰宅後、どこで誰と過ごすか、休日、誰とどこで過ごすかという項目の中で、自分の家で一人で過ごすという子どもさんが、児童さんで17%、生徒だと31%、また休日であっても、児童で6%、生徒のほうで31%、一人で過ごしていたり、ショッピングセンターやファストフード店で友達などと過ごすという割合も、小学5年生で3%、アンケートを実施した中学生のほうで、一人で過ごすのが4%、そういう施設でお友達と過ごすというのが25%。かなり高い確率であるのだなということが見てとれました。

また、そのほかにも「あなたは家族に愛されていますか」とか、非常に深刻な質問などもありますけれども、結構高い確率でそういうふう感じていなかったりとか、ひとりぼっちは寂しいと感じていたりする。

確かに全体ではなくて、5年生と中学2年生に限られた調査ではありますが、何とか対策を早期に打たなければいけないというふうな項目が、たくさん見受けられます。

また、保護者の方たちに対しても、「過去1年間で経済的な理由のために費用を払えなかったことがありますか」ということで、公共料金だとか税金のことを聞かれていますけれども、3%から、多いところでは9%の方がおられるわけで、そういう世帯で生活している子どもたちというのは、どういう暮らしをされているのかなというふうに思ったりします。

ですので、先送りしてゆっくり考えるべき課題と、早急に手を打たなければいけない課題というのがあると思いますので、再度、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問に対してお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、アンケート調査から言うと、小学5年生と中学2年生という一部の児童・生徒ということになりますが、それなりに何か傾向が読み取れる感じが、私としてもしています。

貧困という、呼んでいいかどうかあれなんですけれども、相対的貧困層が全体の12.4%になります。それから、いろいろな家庭状況を見ますと、細かい点を見れば、確かに貧困と言われるような状況に陥っている方もいらっしゃるようで、状況を見ますと両親が病気療養中である、それから全体を見ると家事に専念しているというところもあるんですが、病気療養中であったり、また就労が十分でないというところがあります。私とすれば、3月の議会でも言いましたように、就労機会、そういったところで所得を上げていく、そういう施策を今年度、少しずつではありますが、具体的に実施に移してまいります。その結果がすぐ出るとは思っていませんが、徐々に町の経済の中で、こういった就労機会を与えることによって、こういう貧困層を救っていく、そういう手だてになるかなということで、1年ですぐ貧困層を、町の経済状況も含めて、救えるようになると思っていせんが、それをしっかり戦略として捉えて、今の町の所得は平均275万円になっていますけれども、それを300万円という目標をつくって広げていきたいと思っております。

個々の課題について、私も見させてもらって、早急にやれることはやっていきたいと思っております。

また、この結果を受けて、第2期の上里町子ども・子育て支援事業計画の中で、秋口にはそういった方向性を出せるように、結果を出せるように、分析も早目に進めてまいりますので、是非御理解いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 学校給食の無料化の問題でありますけれども、一昨年前の町長の答弁では、本庄市との調整も必要だという答弁だったんですね。それで、本庄市とどのような調整を図ってこられたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 学校給食費については、昨年議会で、就任直後で、本庄市との調整が、本庄上里学校給食組合の中で調整、それから町の有力企業が今年度、2019年度に本社移転するということで、その税収の落ち込みを勘案して、やれるかどうかということを検討していきたいという答弁をしたと思います。

まだ実際は、先ほど言いましたように、町の優良企業が移転するのは今年度中なので、その影響があるのは1年か2年後ということであります。そういったところも含めて検討するんだと。

本庄市との話の中では、ここの児玉郡の中で神川町が先行してやるということになりまして、ただ上里町も本庄市と学校給食組合ということでやっていますので、話し合いは個別にしていますが、具体的な実行レベルの話し合いには、まだ十分持っていけない状況であります。

そういった状況で、本庄市は本庄市の実情も、十分、私もわかってきましたので、そういったところも含めて、やはり給食費を完全無償化すると、それを1年で財政が苦しいからやめますということにはならないので、継続して、やはりこれを子どもたちに信頼が置ける形でやるには、継続することが大事ですので、そういった点も見据えて、本庄市もいろいろな状況があるようでございます。そういったところを踏まえて、今後も協議を進めていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 財政的なことを言いますと、神川町さんの財政が豊かかというのと、失礼ですけれども、あそこも大変厳しい財政状況かなというふうに思います。

それで私は、町長もこれ公約でしたので、当初から私も全額無償を望むところですが、段階的であっても、やはりかなり負担が重いですので、2分の1補助とか、そういうところからでもスタートしていただけないかという一般質問も行っているところなんです。そうしたことの検討は、全く念頭にないのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 学校給食費の完全無償化というところでございます。私も常にその辺は、政策を自分で実行する上で優先順位があって、その優先順位も非常に高い状況でございます。

先ほど神川町の実情の話が出ましたので、私が神川町の山崎町長と意見交換した中では、神川町は診療所を前年度で廃止したので、そのうちの4,000万円が浮いたというか、利用を学校給食費に振り向けたという状況であります。

それで、神川町については、他の市町のこと、子どもがどうこう言う話ではないんですが、少子化というか、子どもの数が減ってしまっていると。そういう実情があって、非常に厳しい状況だという中で、やはりそういう一つの政策として、学校給食を打ち出したと。若い人がほ

かへ移転してしまう。実際、上里町へも移っているんだよと言われましたけれども、そういうことも含めて、非常に少子化に対する対策として、学校給食を無償化したということで私は受けとめていまして、私自身も新聞で学校の給食費の無償化というのが最近出ていまして、その中で、中学校だけとか小学校だけとか、小学校の特定の学年、それから中学校の生徒の学年、そういったいろいろな切り口もあるかと思っています。それは一つの政策としてありますので、先ほど言いましたように、やる以上はしっかり、もうずっと継続してやるということをきちんと担保しなくてはならない。そういったところも含めて、議員おっしゃるように、私としても、優先レベルとしては、非常にレベルの高い政策でありますので、そういったところも含めて今後検討していきますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

以上です。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 幼児教育・保育の無償化で出てくる問題点についてでありますけれども、町長も希望者が無料になることによって増えてきて、また保育の質と保育所不足と保育士不足等、さまざまなことを考えてくださっているようでありますけれども、さまざまな問題点を抱えていることに対して、国に要望していく意向というのではないのでしょうか。まずそこを聞きたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） この施策は10月から始まるわけですが、こういった、先ほど私のほうで答弁したような国の基準とかありますので、そういったところも、県を通して国に課題を訴えていく機会を捉えていきたいと思っております。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 消費税増税自体も、今、経済が悪化している中でどのようになるか、ぜひストップをしてほしいというふうに思っているわけでありましてけれども、そもそも消費税増税が財源となっているわけでありまして。そのことによって、先ほど4番目として指摘した、保育料がもともと低所得者は安いわけであって、今回の無料化は、高額所得者は無料になることの恩恵はすごく高いわけですがけれども、逆に実費徴収で、その部分、保育料の階層によっては実費のほうが高かったりする部分も生まれてくるわけですね。そういう部分は解消される見込みがあるような答弁があったと思うんですがけれども、それは確定されていることでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 消費税の増税分ということで実現できるということではありますが、国のほうの低所得者向けのプレミアム商品券を発行するというので、少しでも低所得者の負担を軽減するというを実施しておりますので、こういった施策に対しても、いろいろな面で町としてもどのような支援が可能かどうか、国の動向を見ながら見きわめていきたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） プレミアム商品券については、半年という期限つきであります、消費税の増税は、ずっと増税されると低所得者には本当に大きな負担になっていくわけですね。実費徴収が低所得者に対しては免除されるような答弁が先ほどあったように思ったんですけども、それは国の制度としてそういう議論がされているということでしょうか。私、まだそこを把握していないんですが、教えていただきたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 生活保護世帯や低所得者世帯への副食費の免除措置は拡充される見込みでありまして、給食費の実費徴収についても、負担が軽減されるのではないかと、推測を含めて考えているところでございます。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 先ほどの答弁で、県を通して要望していただけたということでしたので、次の質問に移りたいと思います。

教科書検定に基づく採択についてなのでありますけれども、採択協議会についての傍聴者に対する資料配布は、もちろん上里町だけで決められることではないので、要望していただけたということですので、お願いしたいというふうに思います。

それと、なかなか広報で徹底できないのかもしれないのですが、やっぱりいろいろな公共施設だとか図書館だとか、そういうところで、この期間こういうことをやっていますよという張り紙というんでしょうか、そういう目につくところにやっていただくのも、一つの方法かなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（新井 實君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） やはり多くの方に、特に保護者の方、教員は期間を決めて展示会場のほうに行って調査してほしいというのはやっておりますけれども、一般の方に対するのは、先ほども言いましたように、ホームページ等、あるいは広報誌等でやっているわけですが、そういうことを考えますと、一般の人たちの目にとまるような場所に、いわゆる展示期間、場所を掲示するということが有効ではないかなと思っておりますので、検討させてください。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 国民健康保険についての質問に移らせていただきます。

先ほどの答弁のとおり、上里町の国民健康保険加入者の現状というのは、非常に厳しいなというふうに改めて思います。なぜこれだけ厳しいのかという認識も、町長の答弁を踏まえると、わかっていてくださっているのかなというふうに思います。

そして、県内で上里町の国保税が決して高くないと。平均を下回っているということは、私も知っております。

それで、今年度は国保の当初予算にも、私、初めて賛成をいたしました。というのは、本当に全国の自治体で引き上げている中、よく頑張って値上げをとどめているなということは、本当に評価できます。

しかしながら、実態はこのように厳しくて、滞納世帯の50%が100万円以下。100万円以下の暮らしというのは、どういう暮らしなんだろうというふうに思います。

ですので、国保が高い大もとは、国の負担が当初45%ぐらいあったものが、今30%を切ってきていると思います。それで一番近い協会けんぽの1.3倍と言われているんですね。協会けんぽは事業主との折半ですね。埼玉県は平成31年度の第2号被保険者ではない方、だから40歳前の方たちは9.79%です。それで平成30年度は9.85で、若干、埼玉県は下げたんですね。その半分です。ですので、私は先ほど質問したわけですが、上里町が協会けんぽと同じように応益割をなくした場合、所得割は何%ぐらいになるのか。それがわかると、いかに協会けんぽに比べて高いかということが明らかになるのではないかなというふうに思うんですが、そこをお願いしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の質問に対して、ちょっとまだきちんとしたデータを試算していないので、別途回答させていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 残念です。

それと、統一保険税の問題なんですけれども、上里町が国保税を値上げせずに頑張っている。それは先ほど町長が答弁していただいたように、納付額が決められていますので、県には納めなければいけない。だけれども、標準保険料よりも安くしているという部分は、一般会計からの法定外繰り入れを町が行っているという、これが悪政に対して町が防波堤となっていたという部分かなというふうに思います。

それで、これをもしなくしなさいと。国の指導は、なくすための広域化ですよ。だけれども、これをなくした場合に、滞納者が増える。だから、国保会計は結局どうにもならない。だから、構造的な改革が求められているのではないかというふうに思います。この点に対して、全国知事会も要望しておりますし、町村議会等も含めて地方の6団体が国に要望を上げているところだと思うんですね。

ですので、今年度、2方式でやっていく考えを先ほど述べられましたけれども、どこかで徴収をしないとイケないわけですよ。どういう考えを、2方式にするんですか、3方式を目指すんですか。その点についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の統一保険料について、これは健康保険が広域に移行したという流れの中での激変緩和措置があるのかなと思っています。

それで、今、何方式かということで、今、4方式を3方式から2方式に移行していく流れとして、町としては考えているということでございます。最終的には2方式ということでございます。

〔発言の声あり〕

○町長（山下博一君） ちょっと再度答弁いたします。

法定外繰り入れに対する考えとしては、現在、4方式を3方式に移行した後、最終的には2方式に移行します。それで実際の県内の状況を言いますと、平成30年度から31年度にかけて、2方式課税をしている団体が35団体から40団体と増えて、2方式に移行するという流れかなと思っています。そして、最終的に多子世帯への負担軽減については、国保税の中で配慮するのではなく、町全体で子育て関連の施策の中で検討してまいりたいと思っておりますので、そういった考えでいるということでもあります。

以上です。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） この応益割というのがあるのは国保税だけなんですよね。他の健保にはないんです。それで、やはりここが解決されないと構造的な問題から逃れられないと思います。2方式で多分一番に取り除いていくのは、固定資産税かなというふうに思います。もう既に固定資産税として納めている方に、さらに国保税で課税をされるというのは、やはりおかしいことですので、そうだと思うんですけれども。平等割と均等割、その固定資産分がそこに振り向けられるとなったときに、どの2方式の自治体を見ても、均等割が非常に高くなっています。上里町は1万5,000円ですけれども、多くの自治体は2万円とか3万円とかになっています。

そうすると、先ほど町長は多子世帯の支援は子育て支援のほうでやっていくとおっしゃいましたけれども、子どもさんがたくさんいて、子育て支援をしなくてはと、子どもが少ないから、子育て支援をして産みやすくしていきましようと言っていますけれども、1人家族が増えると人頭割が増えていくという、本当に例を見ないような悪税ですよね。

ですから、ここを余り値上げしないような形で検討していきたいという答弁でしたけれども、誰にも負担を負わせないで方式が変えられれば、それがベストなんですけれども、絶対無理だと思うんです。

ですので、やっぱり足並みをそろえて国に、事業者と労働者が折半なわけですから、本来であれば45%、本当は50%と言いたいところですよ。国が補填をするということが一番いいことだと思いますので、再度、町長の決意をお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 国保の統一保険料というのは、基本的には全ての市町、どこでも同じような平準化になるのが必要かと思っています。そういった中で、上里町としては、できるだけ負担の軽減というところで、そういった今言ったような国保税の中ではなくて、多子世帯については、町の予算の中で、子育ての施策の中でやっていけるのではないかとということで、今後、詳しくその辺を詰めていくということでもありますので、御理解いただければと思っています。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 国保のところで最後にもう1点聞きたいのですが、岩手県宮古市、本当にすごいですよね。4月から18歳以下の全ての子どもたちが対象になっています。ここで501世帯、836人のお子さんで、改修費を含めて1,833万円で、均等割を全部無料にできるのです。上里町、ぜひ試算だけでも早急にして、教えていただければなというふうに思います。で

きるのではないかなと期待します。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 先ほど答弁しました、ちょっとまだ試算が十分でないということでもありますので、今後、十分試算させていただきます。

以上です。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 暑さ対策についてに移らせていただきます。

小・中学校の体育館の空調整備、教育にも支障を来しているということでもあります。そうだと思います。終業式、始業式でも、子どもたちはクラスにいて、校長先生がマイクでお話をされる。やはり子どもたち、長い休みに入る前だとか明けた後に、校長先生は子どもたちの表情やいろいろなものを酌み取るわけですよ。それができないのは、本当に教育者としてつらいだろうなというふうに思います。

しかしながら、財政的な部分も、私もよくわかるのです。だってと言ったら失礼ですが、本当にもうどの学校も老朽化をしていて、修繕が、それも大規模な修繕が必要になっています。

しかし、これは全国的な課題でもあります。特に埼玉県は全国的にも暑い地域でありますので、非常事態ですよ。そういうことで、やっぱり命を守るために、上里町はおかげさまで早くに一般教室、普通教室、特別教室にエアコンが設置できましたけれども、国は慌てて、おこなっている自治体に対して、普通教室・特別教室の補助金を出しているわけですよ。

ですので、体育館についても、同じように補助の対象にさせていただきたいということを切に要望していただきたいと思いますが、そのお考えについてお聞きします。

○議長（新井 實君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 国の補助事業云々という話でございますけれども、学校施設環境改善交付金という補助金がございます。この補助金の中にはいわゆる空調設備も入っております。

しかしながら、国はそういうふうに掲げているのですけれども、先年度の実績を見ますと、体育館の空調は、手を挙げたところには一切ついておりません。どこへ行っているかという、校舎の改築を最優先にしているという状況がございます。

いずれにしろ、ありがたいことに上里町は、議員おっしゃるとおり全教室、特別教室まで入っているという状況がございますので、急遽、暑くてどうしようもないときには、すぐ教室のほうに避難しろという指示は出しております。体育は校庭でも行いますので、体育館だけ冷房

装置をすればいいという問題ではございません。それよりも、どこにいても、いつでも退避できるという場所があるということで、上里町の子どもたちは暑さ対策、できているのかなというふうに思っております。

暑さ対策に対する取り組みのほうは、これから非常に重要になってくるのだろうと。いわゆる判断を間違えないで、子どもたちを安全に守るということを、昨日も校長に指示を出したところでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 失礼しました。私も教室の補助金ばかりが全国的についているので、外れているのかなというふうに思っていました。要望しても、つかないというのが現状のようであります。

しかし、草加市は2019年、だから今年度、実施計画を策定して、2020年から24年度までに全校の体育館にエアコンを設置することが決まったようであります。本当にそうしてあげたいなという思いであります。厳しいですね。

それで、2番のほうに移らせていただきますけれども、②のほうですが、生活保護世帯においては、きちんと調査まではされていないようですけれども、一定のケースワーカーを通して、指導だとか援助だとかがされているようなので、ちょっと安心をしました。

それで、私が町は補助ができないのかと言うのは、私もちょっとそれは無理だったんだなというふうに思いました。それでは改めて、やはり寒い地方では、冬季加算があるわけですね。冬季加算も、凍えて命にかかわる。それで、今は暑さでも命にかかわる時代になっていますので。埼玉県はこの地域が一番過ごしやすいということで、保護の基準も一番低い地域になっているんですね。ですけれども、そうではないんだよと。夏は命にかかわる事態が生じているんだよということで、夏季加算を強く要望していただければというふうに思うんですけれども、そのことをお聞きしまして、一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 生活保護世帯の暑さ対策は、やっぱり命を守るという意味では大変重要だと私も認識しております。

ただ、先ほど言いましたように、夏季加算の手当を支給した場合には、生活保護者の収入とみなされ、そういった基準になると支給停止になる可能性もあるので、その辺は含めて、もう少し検討の余地があるかなと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 最後にしようと思ったんですけども、今、町に夏季加算をお願いしたのではなくて、制度として国に要望していただきたいのです。北海道などは寒冷地手当ということで冬季加算があるんですね。ですので、この埼玉県は酷暑ですので、夏季加算ということを、国に生活保護費として認めていただきたいという要望を上げていただきたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） ちょっと誤解していました。すみません。

国の基準という中で、こういった夏季加算を国のほうに要望するということは、含めて上げていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後2時48分休憩

---

午後3時0分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

1番黛浩之議員。

〔1番 黛 浩之君発言〕

○1番（黛 浩之君） 皆さん、こんにちは。

議席番号1番黛浩之です。議長の許可を頂戴いたしましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、大項目で1、安全・安心な計画道路について。①リバーサイドロードはどのタイミングで着手するのか。②工業団地アクセス道路の進捗状況について。③未着工の都市計画道路について。

大項目の2、出歩きやすい町づくりについて。①運転免許を持たない子どもや高齢者でも生活しやすい町づくりについての2点であります。

町長は本年度を道路元年と位置づけし、上里スマートインターチェンジから県道藤岡本庄線

を通り、国道254号線を結ぶアクセス道路、いわゆるリバーサイドロードと、七本木（本郷）の信号から工業団地へ抜ける、工業団地アクセス道路の計画について述べているところであります。

まず、①リバーサイドロードはどのタイミングで着手するのかについての質問ですが、これはスマートインターが開通し、上里サービスエリア下り線側への企業誘致をする上では、必要な道路ではないかと思うところではあります。

しかし、ここ最近、町内では立て続けに大きな交通事故が発生しています。4月11日には大御堂の県道で49歳の女性が車にはねられ、死亡するという痛ましい事故が発生しており、5月2日には87歳の高齢者の運転する軽トラックに高校生がはねられて、意識不明の重体となる事故が発生しております。

また全国的には、4月19日に東京都豊島区池袋で87歳の高齢者が運転する乗用車に母子がはねられ、死亡する事故、5月8日には滋賀県大津市で信号待ちをしていた保育園児の列に軽自動車がつっ込み、園児2人が死亡、13人が重軽傷を負うという大変悲しい事故が発生しております。

このような交通事故を未然に防ぐためにも、リバーサイドロードよりも、長幡小学校の通学路となっている藤木戸勝場線の長幡小学校から宮五明線の信号までの、ほぼ用地買収の済んでいる道路の拡幅工事、歩道の整備を優先し、子どもたちの安全・安心を確保するのが最優先ではないかと私は考えますが、町長はどのようにお考えか答弁をお願いします。

②の質問で、工業団地アクセス道路の進捗状況についてお聞きします。

現在、工業団地内にある会社へ通勤している人の大半は、県道藤岡本庄線の町民体育館前の交差点から南に向かい、立野南公民館前の信号を通っています。

この道路は、幅員も狭く、交通量も多い上、七本木小学校、上里中学校の通学路でもあり、児玉方面の高校へ自転車通学する道路でもあります。

そこで、町長が前向きに取り組んでいる工業団地アクセス道路ですが、私も地元住民の意見等を聞きましたところ、一日でも早く開通してほしいなどの声が多く寄せられました。

私も今の通学路で重大な交通事故が発生する前に、この工業団地アクセス道路の工事は進めたいと思いますが、1事業所との交渉、用地買収の進捗状況を教えてください。

③の未着工の都市計画道路についてお伺いします。

都市計画道路で長年塩漬けされている道路は幾つかありますが、三田中通り線のユニクス上里の西側などは、自転車や歩行者が自動車と接触するほどの場所を通過しており、非常に危険です。これらを踏まえて、町長は今後、どの計画道路から着手していくのか答弁をお願いします。

続いて、出歩きやすい町づくりについて。

①運転免許を持たない子どもや高齢者でも生活しやすい町づくりについて質問させていただきます。

出歩きやすい町づくりとしては、既に埼玉県「出歩きやすいまちづくり推進会議」が立ち上げられております。人口減少・超高齢化社会を迎え、中心市街地や地域拠点公共交通沿線に都市機能を集約する集約型町づくりと、公共交通を利用しやすくすることで、誰もが出歩きやすく、地域とつながりやすい町を目指す、官民連携の取り組みが進められています。

上里町内においても、町の公共施設や大型商業施設をこむぎっちな号のバス待ちスポットに登録し、バスを気軽に待てる取り組みを推進していただいているようであります。

これから暑い時期を迎えるに当たり、こむぎっちな号を待つ際に、隣接する施設内で待機させていただける取り組みは、継続していただきたいと思っております。

今回、私が申し上げたい、出歩きやすい町づくりとしましては、さきに述べさせていただきました、子どもや高齢者が加害者・被害者になり得る交通事故を抑止するための町づくりであり、誰もが安全に安心して出歩ける道路整備・歩道整備であります。

リバーサイドロードや駅北東線など、新たな道路整備は、町の交通ネットワークに影響を与え、新たな人の動きと運送基盤として産業に潤いを与えることとは思いますが、既存道路が適切に維持管理、また既存利用者のニーズや安全確保に対応できていない状況では、今後つくられる新たな道路も、整備後の危機管理が危ぶまれます。

車で移動しやすい道路網は重要ではありますが、バリアフリーな町づくりとして、車を使わずとも移動しやすい道路の整備は、欠くことのできない視点であります。

道路元年と位置づけられた今年度、限られた財源の中で優先順位をつけるのであれば、住民が日常生活で既に利用している地域の道路の改良・整備について、一番に考えてほしいと願っております。これについて、町長はどのようにお考えでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

壇上からは以上です。

○議長（新井 實君） 1 番 黛浩之議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 黛浩之議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、安全・安心な計画道路についてのお尋ねのうち、①リバーサイドロードはどのタイミングで着手するのかでございます。

リバーサイドロードにつきましては、平成30年度、道路計画区域内にある企業を訪問しまして、道路整備に協力していただけるとの回答をいただいております。

しかしながら、現在の道路計画では、企業側の営業に支障があることから、道路計画の見直しを行う必要があります。

そこで今年度、道路計画を見直すための委託業務を発注し、企業と神流川の河川管理者である国土交通省と協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、藤木戸勝場線との優先順位についてでございますが、リバーサイドロードは上里スマートインターチェンジへのアクセス道路でございます。

国道254号線、県道藤岡本庄線から流入する大型車両や観光客車両の誘導路となる幹線道路として早期に整備することにより、上里町の地域経済の発展、活性化に加え、生活道路へ流入する車両を減少させることが、交通安全対策として非常に重要であると考えております。

藤木戸勝場線の長幡小学校から宮五明線までの区間は、既に歩道が整備されていることを踏まえ、リバーサイドロードを優先して整備してまいりたいと思っております。

藤木戸勝場線についても、整備予定の道路でありますので、計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、②工業団地アクセス道路の進捗状況についてでございます。

初めに、道路計画区域内の事業所との交渉状況についてでございますが、町では平成30年度に契約をしていただくため、平成29年度より交渉を重ねてまいりましたが、事業所側と用地補償額の折り合いがつかず、契約締結に至ることができませんでした。

しかしながら、事業所も道路計画に反対しているわけではありませんので、町といたしましては、令和2年度に契約をしていただくために、今年度より再度、交渉を進めさせていただきたいと考えております。

続きまして、用地買収の進捗状況ですが、現在までに契約させていただいた用地は、面積割合で全体の約60%でございます。引き続き関係地権者の方々の御理解、御協力をいただきながら、早期完成に向けて努めてまいりたいと思っております。

次に、③未着工の都市計画道路についてでございます。

議員御指摘のとおり、昭和49年に都市計画決定された都市計画道路で、未着工の道路が幾つかございます。

三田中通り線につきましては、過去の台風による大雨や、近年多発しておりますゲリラ豪雨等により道路冠水が発生していることから、雨水排水対策なくして道路拡幅整備はできないものと考えております。

雨水排水対策につきましては、今年度において公共下水道浸水対策検討業務を行ってまいりますので、この業務の結果を反映し、対応してまいりたいと考えております。

どの道路から着手するかにつきましては、財源及び人員にも限りがございますので、現在事

業中の箇所の進捗状況等を踏まえながら、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

最後に、2、出歩きやすい町づくりについてのお尋ねのうち、①運転免許を持たない子どもや高齢者でも生活しやすい町づくりについてでございます。

まず、住民が日常生活で既に利用している地域の道路の改良・整備についてでございますが、今年度は地域の道路整備といたしまして、五明地内上里サービスエリア下り線側の町道拡幅や、長浜地内久保地区の通学路の歩道整備、神保原町地内の舗装修繕などを実施し、歩行者や自転車が安全に通行しやすい環境を整備してまいります。

上里町の都市構造は、集落の外側に住宅や商業施設が立地する拡散型であり、自動車が移動手段の主流でございますが、将来、人口減少、超高齢化社会を迎えると、拡散型都市構造は神保原駅を中心とする市街地の空洞化だけでなく、多くの集落の中心も空洞化が進んでいくと考えられます。

このような都市構造上の問題に対応するため、上里町も生活に必要な都市機能が身近にある集約型まちづくり、いわゆるコンパクトシティの形成に向けて、今年度より立地適正化計画の作成に取り組んでまいります。

コンパクトシティの形成におきましては、議員御指摘の出歩きやすい町づくりとして、歩行空間や自転車の利用環境を整備した、車を使わない移動空間が重要となってまいります。これから取り組む事業でありますので、町民の皆様の御意見等を踏まえながら、出歩きやすい町づくりの形成に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 1 番 黛 浩之 議員。

〔1 番 黛 浩之君 発言〕

○1 番（黛 浩之君） それでは、再質問のほうをさせていただきます。

御答弁ありがとうございました。

1 の①のほうですが、リバーサイドロードを先行してやるということによろしいですね。そのように受け取ってよろしいですね。

それなのですが、そのリバーサイドロードをつくるよりも、長幡小学校、今、町長からもちよっと説明がございましたけれども、歩道が設置されていますが、あそこは大型車両も通りまして、ガードレールも紅白の簡易的なパイプで、大変もろいものが設置されているだけなんですよね。それはどのように考えているか。リバーサイドロードのほうに関しては、そちらのほうを拡幅して、安全対策をしてから進めるという考えはないでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君 発言〕

○町長（山下博一君） 黛議員の再質問で、リバーサイドロードの優先についてでございます。

私は昨年、町長になったときに、神川町の山崎町長と話したときに、神川町は地方創生で森林林道開発をして、その計画の中に、リバーサイドとは言っていないんですけども、上里スマートインターを使って森林木材を運び出すという計画を、昨年11月ごろですかね、知りました。この森林木材を大型トラックで運び出す車がスマートインターを利用するとすると、現状とすれば藤木戸勝場線しかない。そこに大きな木材を運ぶ大型車が入ることは、非常に通学路として利用している環境からすると、非常に危険が増すなということで、実は山崎町長と話した後、地元出身の代議士のほうと調整しまして、何とかリバーサイドロードを早くすることによって、この地域の要するに藤木戸勝場線を使わないで、リバーサイドロードが開通すれば、今の設計では、そこで森林木材を運び出す、スマートインターへ直通する道路になりますから、そこを優先すべきかなという判断をして、地元の国会議員の代議士に、国の予算措置を早急にしてくれと、そういうお願いをしました。それは12月ですね。山崎町長と私と、具体的には小泉代議士ですね。そういったところでお話ししました。

ただ、神川町が単独で地方創生の計画を上げて、国の承認をもらってしまった関係から、上里町のリバーサイドロードを、地方再生の道路として国からの予算措置をお願いしようとしたのですが、神川町がもう単独でその計画を上げてしまったので、上里町と連携する道路については盛り込みができないということになってしまいまして、現状はリバーサイドロードを優先しているんですが、別の予算措置を検討しています。まだ具体的には、ちょっと今、検討段階なので申し上げられませんが、やはり森林木材を運び出す車が藤木戸勝場線のあそこのところへ入るといのは、非常に私とすれば、子どもの安全という面からすると非常に危険が予測できるということですので、何とか早く上里スマートインターを使うという神川町の計画は、それなりに仕方ないにしても、リバーサイドを優先して、あそこを観光バスとか大型車が通る道として優先したほうがいいかなということで、優先的にそちらを早急にやりたいという話を計画として上げています。

以上です。

○議長（新井 實君） 1 番 黛 浩 之 議 員。

〔1 番 黛 浩 之 君 発 言〕

○1 番 黛 浩 之 君 リバーサイドロードに関してはわかりました。町長のお気持ちがわかりましたので、2つ目の再質問をさせていただきます。

②の工業団地アクセス道路なのですが、この道路はいつごろをめどに開通させるのか、これをお伺いします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 議員の再質問についてですが、工業団地アクセス道路についてでございます。

先ほど申し上げましたように、用地面積が大体60%であります。ただ、大口の地権者といえますか、事業者との交渉が、まだ最終的に折り合いがついていないという状況であります。ただ、用地買収したところについては、今年度、道路施工しようということで、具体的に私が確認した180メートル、一部ですね、そういったところをもう施工していこうということで考えていまして、先ほど答弁にありましたように来年度契約すれば、見通しがつくということあります。ただ、用地買収が基本的には100%終わらないと、見通しといえますか、開通時期は明確に答えられません。地権者の皆さんがもう全面的に協力していただければ、用地買収された時点、契約した時点で開通時期が明確にされるかと思うんですが、そういったところで、まち整備課の担当もいろいろ用地交渉を進めておりますので、御理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 1 番 議員。

〔1 番 議員 君発言〕

○1 番（議員 君） ありがとうございます。

では、2つ目の大項目2の出歩きやすい町づくりについて再質問させていただきます。

隣の本庄市では、平成30年3月に立地適正化計画を策定いたしました。この計画は、町なか再生を重点方針とし、本庄駅・児玉駅・本庄早稲田駅の3つの駅を中心とする、拠点市街地の連携を基本とした集約型都市構造を構築し、持続可能な都市を実現させる取り組みであります。

これから何十年か先、仮に上里町が現状のまま本庄市に吸収合併された場合、本庄市政によって、都市機能は本庄駅、本庄早稲田駅周辺に一極集中されてしまうと考えられます。

上里町でも、本年度から予算化されている立地適正化計画に基づいた町づくりを行っていれば、本庄市政のもとでも、この町が一つの重要拠点と位置づけられ、旧4カ村の歴史・文化は守られるのではないのでしょうか。

当町でも、今年度から立地適正化計画の策定に向けて動き出すようであります。今後、住民等の意見を十分に吸い上げながら、将来の上里町の都市構造について検討を行った上で、もともとある4カ村でいくのか、それとも例えば神保原駅を拠点として集約型都市でいくのかが明らかにされていくと思われまます。この将来の都市構造について、町長の構想がございましたらお聞かせください。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 黛議員から、将来の上里町の都市構造ということで御質問がありました。

先ほど本庄市との吸収合併という話がありましたけれども、少なくとも私は本庄市との吸収合併は考えていません。もしされても、私はするつもりありません。しなくても、上里町は3万1,000の町で自立できるし、前にも議会で答弁しましたように、非常にポテンシャルのある町です。御存じのように関越自動車道が走り、上信越自動車道、関越自動車道の結節点になります。また、高崎線も幹線として、上野東京ライン、それから湘南新宿ラインということで、高崎線が東京を通過して、横浜、熱海、そういったところまでネットワークで動けるようになっていきます。10年後には羽田新線というのが、もうJRが環境アセスメントを始めました。10年後には高崎線で羽田へ直行する電車が走ります。そんないい場所というのは、なかなかないです。町はそういった意味で、町づくりはまだまだ、先ほど言いましたように単独でやっていると。私はそのために全力で邁進していくという形で、少子高齢化の中でも、まれな町だと言われるぐらいにしていきたいと思っております。

それで、都市構造ということで、ちょっと話が長くなりますが、将来の上里町の都市構造としましては、現在のJR高崎線神保原駅周辺を中心拠点として位置づけて、これは町のマスタープランにもあるんですが、商業、行政、文化等さまざまな都市機能の集積を図るとともに、市街地形成をより強化して、公共交通の結節点としての機能を担い、人・物・情報が行き交う、都市活動を支える中心となる場を形成していきたいと思っております。

また、上里スマートインターチェンジ周辺を広域交流拠点、具体的には観光拠点として位置づけて、町民と訪問客との交流エリアを設け、地元農産物の販売促進やイベント、テーマパークと広場を創生し、農業、観光振興、特に食のオアシス、または健康のオアシスとして推進してまいりたいと思っております。

上里スマートインターチェンジと直結しているアクセス性を生かし、雇用の場を創設するとともに、神流川河川敷を水辺環境ゾーンと位置づけて、水辺の学校やリバーサイクリングロード等を整備して、人・物・仕事が充実した広域交流拠点、観光拠点、そういった形成をしていきたい。

また、産業活動拠点として、児玉工業団地、市街地内の大規模工業地を産業活動拠点として位置づけていきたいと思っておりますし、上里町の偉人であります女性飛行士、西崎キクさんにちなんで、市街地内にある航空宇宙企業を支援するとともに、できれば宇宙航空産業の誘致等も含めて推進していきたいと思っております。

そういった町づくりの基本構想を持っています。また、これを少し肉づけして、町民の皆さ

んと意見交換しながら、そういった町づくりを推進していきたいと思っておりますので、議員の皆さんにもぜひ御協力いただければありがたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 1 番 黛浩之議員。

〔1 番 黛 浩之君発言〕

○1 番（黛 浩之君） わかりやすい言い方、ありがとうございました。

私も先ほど再質問のほうで言った、旧 4 カ村、旧 4 カ村といっても文化・歴史、どこの村もあると思うんですね。それは大事にしなければいけないことだと思いますし、これから守っていかなければいけない。それはわかっております。

でも、町長が先ほどおっしゃった集約、生き残れる町というのは、やっぱり集約しなければいけないと思うんですけれども、それをいかに公共交通機関等を使って 4 カ村、例えば私が考えているのは、東京日本橋を拠点にして、東海道、中山道、甲州街道、日光街道が出ているのではないですか。神保原駅を日本橋と例えたときに、そのような感じで嘉美方面出して、長幡方面、神保原方面と、そのような放射線状に出すというような感じでいくと、多分、町の形成にもいいのではないかなというような構想は考えております。

ちょっと質問が外れてしまったわけなんですけれども、それに関しては、町長はどのようにお考えですか。お願いします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 黛議員の再質問について、町の拠点は、先ほど言いましたように神保原駅中心、それからスマートインター中心ということですが、道路元年といいまして、私が最終的に考えているのは、道路ネットワークをつくろうと。生活道路にしる基幹道路にしる、ネットワーク化することによって、人の動きもあるし、安全な道路をつくって、私の思う一つは、交通事故ワーストを脱出する、脱出作戦というところちょっと大げさかもしれませんが、何とか脱出したいと。それで安全で、生活道路としてネットワーク化して、人々の、4 カ村にこだわらず、基本的には 4 カ村を意識したことになるかもしれませんが、道路ネットワークを通じて本庄市、児玉郡が一体化される、ある意味では生活圏がうまく流れる、そういった道路づくりを含めて、町民の生活のレベル向上ですか、そういったものも、ちょっと別の議員のときにも話しましたが、所得向上を含めて、経済をうまく回して、本当に豊かに安心して住める町、そういったことを目標にいろいろな施策を打っていくということで考えております。

以上です。

○議長（新井 實君） 1 番 黛浩之議員に申し上げます。

一般質問中の発言は、通告の範囲内でお願いいたします。

1 番 黛 浩之議員。

〔1 番 黛 浩之君発言〕

○1 番（黛 浩之君） 通告外に当てはまるか、ちょっとあれだったんですが、くくりで広い、出歩きやすい町づくりからだから、それが通告外になるかというのは、ちょっとどうなのかと思うんですけども、通告外になるのか……。

○議長（新井 實君） 通告の範囲内……、ちょっとこの質問、出歩きやすい町づくりの運転免許を持たない子どもさんや高齢者でも生活しやすい町づくりについての内容から、ちょっと範囲が広がってしまっているような感じなので。すみません。

1 番 黛 浩之議員。

〔1 番 黛 浩之君発言〕

○1 番（黛 浩之君） 少し逸脱しているという話がありましたので、ちょっと戻そうかなと思うんですけども、そうしますと、山下町長は、先ほど多分この上里町が合併しないで単独でいける町、確かに理想だと思います。私も吸収合併されたら嫌です。この町がやっぱり好きですし。

ですので、生き残れる上里町を、存続できる町としてやっていただけるようお願いして、では最後にします。終わります。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 黛議員の質問に対してちょっと、今、生き残れるというか、そんな話がありました。まさにそのとおりで、児玉郡市いろいろ、各市町、首長同士で意見交換した中でも、合併とは言わないまでも、苦しい、少子高齢化でいろいろな手を打っていく、先ほど前の議員のときも、神川町の少子化対策の話がありました。

上里町もそういった意味で、町民の皆さんが安心して住み続けられるようにしていきたいと思っております。

昨日もちょっと若い御夫婦が見えまして、6カ月の子どもを本庄市に、ちょっと話がずれるかもしれませんが、本庄市の保育園に入れるという話で私のところへ若い夫婦の上里町民が来たんです。それで上里町は子育て日本一を目指しているの、何とか上里町で子育てをやってくれないかと言ったら、結論から言うと上里町を選んでいただきました。

そういった若い御夫婦に対しても、いろいろな意見を、町長と直接話したいというので、朝8時半に来て、40分ぐらい話したんですが、若い人は若い人なりの子育ての考え方を持っていて、そういう、別に上里町にこだわらず、本庄市がいいと最初は言っていたんですけども、

最終的には上里町を選んでいただきました。

そういったところで、若い人に対しても、私自身は寄り添うつもりで話しました。町は町民の皆さんに寄り添うつもりでやっていますよという話をして、それについて応えてくれたかと思いますが、そういったところで、本当に町づくり、議員の皆様にもいろいろなこういった一般質問で御指導いただいているわけですが、そういった皆さんの気持ちを、町民の方も十分理解していただけるとと思いますので、今後そういったところで、住みよい町、また安心して暮らせる町を目指していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（新井 實君） 1 番 黛浩之議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 3 7 分 休憩

---

午後 3 時 3 9 分 再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

8 番 植原育雄議員。

〔8 番 植原育雄君発言〕

○8 番（植原育雄君） 皆さん、こんにちは。

議席番号 8 番の植原育雄でございます。通告に従い質問をさせていただきます。

私は、安心して暮らせる町をつくるには、住民の皆様と行政による一体的な取り組みが必要だと思っております。キーワードは「安全と安心」、安全で安心な町づくりを進めます。「選択と集中」、必要な事業を選択し、実施を目指します。「官民協働」、官と民の協働による地域主権の町づくりを進めます。

今 6 月定例議会では、1、地域防災計画について、2、障害のある方の高齢化について、3、水道事業について町長に質問をさせていただきます。

1 番目に、地域防災計画について町長に質問させていただきます。

災害対策基本法において防災計画には、中央防災会議が作成する防災基本計画、指定行政機関・指定公共機関が作成する防災業務計画、地方公共団体が作成する地域防災計画を規定しております。都道府県地域防災計画、または市町村地域防災計画は、防災基本計画に基づき、災害応急対策及び災害復旧に関する事項別の計画等を定めております。

地域防災計画とは、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、住民の生命・財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害にかかわる事務、または業務に関し、関係機関

及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画であります。都道府県、あるいは市町村長を会長とする地方防災会議で決定をいたします。

上里町地域防災計画は、平成30年3月、上里町防災会議で定めております。

第1の目的は、上里町と関係機関及び町民が総力を結集し、長期的な視点に立って、平常時から災害に対する備えと災害発生時の適切な対応を定めることにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としております。

第2の計画の種別と内容であります。1つ目の災害予防計画については、災害の発生を未然に防止するため、平常時において実施すべき諸施策及び施設の整備等についての計画となっております。

2つ目として、災害応急対策計画については、災害が発生し、または発生するおそれがある場合の配備体制や分掌事務を初め各種情報の伝達方法など、応急救助及び災害の拡大防止のための計画となっております。

3つ目として、災害復旧復興計画については、災害により被害を受けた各施設の復旧及び災害の再発防止の必要な施設の新設・改良、また被災した住民への復旧援助対策についての計画となっております。

4つ目として、事故災害対策計画については、大規模な火災、爆発、車両の大規模な事故などのような、町内に大きな影響を及ぼす可能性がある事故災害に対して、町民を保護する予防、応急対策及び復旧対策についての計画となっております。

第3は、計画の構成となっております。防災組織整備計画の中の自主防災組織の整備等についてでございますが、質問をいたします。

第1節の防災組織の整備計画には、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、上里町防災会議等の災害対策上重要な組織を整備して、防災関係機関相互の連携を強化するとともに、自主防災組織の整備を促進し、防災組織の万全を期するものとあります。

27ページの第6に「自主防災組織の充実強化として、大規模な災害が発生した際に、被害の防止、または軽減を図るためには、防災機関による応急活動に先立ち、住民みずからが出火防止や初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要である。このため地域においては、自主的な防災活動が展開できるように、自主防災組織等の充実強化、リーダーの育成等を促進する」とあります。

数値目標として、自主防災組織モデル地区数は、平成31年度（令和元年度）においては4地区とあります。

質問1としまして、平成31年度（令和元年度）、4地区の自主防災組織モデル地区はどこの地区を考えておりますか、町長に質問をいたします。

質問2として、29ページの第7に「民間防火組織の整備として、町は防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した少年消防クラブ・女性防火クラブの組織づくりと育成強化を行っていく」とありますが、具体的な考え方について、町長はどのようなお考えか質問をいたします。

質問3としまして、29ページの第8の3に「関係機関への協力体制の確立として、町は災害対策組織の末端における防災活動の円滑な実施を図るため、自主的防災組織の整備を促進して、民間協力機構の充実を図る。特に次に掲げる機関の協力体制の確立に努める」とあり、1としまして、民生児童委員、赤十字奉仕団及び行政区、2としまして、農協、商工会等関係団体、3としまして、PTA、女性団体及びその他の町民団体、4としまして、その他の公共的団体とあります。

現在、4地区の自主防災組織モデル地区等の説明会においての参加者の方は、どのような人に参加要請をしておりますか。また、民間協力機構の充実を図る、特に次に掲げる機関の協力体制の確立に努めるとある団体が含まれていない場合は、これらの団体を含めた説明会にすべきではありませんか、町長に質問をいたします。

次に、障害のある方の高齢化について、町長に質問をさせていただきます。

世界でもトップクラスの高齢化が進む我が国では、今、障害のある人の長寿高齢化が顕著になっております。高齢の障害者には、高年齢期に病気等で新たな障害者となった人が多いのですが、最近ではむしろ先天性の身体障害・知的障害・精神障害のある人の高齢化が増えていることが特徴で、従来、原因疾患への対応や医療ケアの未熟さ、病気や健康管理の不十分さゆえに、短命と言われてきた障害のある人も、昨今では中高年から高齢、中には70歳代の人も数多く見受けられる状況です。

人類が望んだ長寿という生物学的進化は、一方では私たちに加齢に伴うさまざまな生活機能の変化をもたらしています。これは性別や人種、そして障害の有無にかかわらず、程度やあらわれ方の違いはあるものの、確実に誰でも分け隔てなく、視力や聴力などの感覚器、歩行能力などの運動機能、物忘れ等の精神機能の低下などとしてあらわれます。障害のある人も同じです。従来から障害に伴う生活や社会活動などの制約や制限が、加齢に伴い拡大し、障害の重度化となって重複してきます。

平成25年に障害者総合支援法が施行されるに当たり、その附則には施行3年後をめどとした見直し規定が設けられ、高齢の障害者に関する検討がなされることになっております。これを受けて、平成26年12月より社会保障審議会障害者部会のもと、厚生労働省障害保健福祉部長が設置した「障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ」において、論点が取りまとめられました。これを参考に、今後は社会保障審議会障害者部会におい

て、具体的な見直し検討が本格的に進められていくところと聞いております。

障害者の高齢化についての統計によりますと、障害者の数全体は増加傾向にあり、また障害者の高齢化が進んでいるとのことであり、65歳以上の障害者の割合は、46%から50%と増えております。

1としまして、うち身体障害者の割合は62%から69%、これは平成18年と平成21年の在宅、平成23年の施設の比較となっております。

2として、うち知的障害者の割合は4%から9%、これは平成17年と平成23年を比較した数字であります。

3、うち精神障害者の割合は34%から36%、これは平成20年と平成23年の比較となっております。

ここで町長に質問をいたします。

質問1としまして、上里町の障害者の全体数と障害者の高齢化数等と、その現状について質問をいたします。

質問2としまして、障害者の高齢化について、町はどのような対策を考えておられますか、町長に質問をいたします。

次に、水道事業について、町長に質問させていただきます。

平成31年4月17日の朝日新聞によりますと、「水道減収 焦る自治体」という見出しが掲載されておりました。人口の減少や節水によって使用量が減る中で、水道管の更新費用が負担となり、経営悪化が懸念される水道事業。運営する自治体は今、新たな危機と向かい合っている。経費削減のために自前で地下水を使う施設が増え、水道の料金収入が大幅に落ち込む事態が起きているためであります。

上里町は、地盤沈下などの理由から、新たに井戸を掘って地下水を使用することに対して規制がかかっております。大御堂地域にある会社は、隣接する神川町に井戸を掘って、地下水を利用しているとのことですが、上里町における水道料金にも大きな影響を与えていると思います。

全国的に水道管の老朽化が進んでおり、多額の経費がかかり、水道経営は間違いなく厳しくなります。

上里町は、昭和63年3月に各簡易水道事業を統合する創設許可を取得し、その後、平成8年3月に第一次拡張事業による変更認可を取得し、現在に至っております。当時は民地内に布設された経緯があり、民地内に配水管が散在していて、民地内配水管を十分に管理することが難しく、老朽劣化部からの漏水が危惧されております。老朽管対象延長は約7.7キロメートルあり、平成30年から平成49年までの20年間を業務計画策定期間としております。老朽管の更新に

は、多額の経費が必要となります。

水道事業は、原則、市町村が運営し、給水対象が5,000人を超える事業者では、経費を料金収入で賄う独立採算が基本となっております。水道は、基本料金に加え、使えば使うほど増える従量料金があるため、使用量が大幅に減少すれば、経営への打撃は大きくなります。

料金を改定し、減収に歯どめをかけようと動き出した自治体もあります。京都市では、6年前に水道料金を大幅に見直しました。使わなくてもかかる基本料金を、大口客については2カ月で数万円程度から最大で約56万円に引き上げを行いました。基本料金で必要経費の回収を図りました。市の担当者は、水道管の維持管理費がある程度回収できるようになったと話しております。

大型商業施設が地下水を使い始めた静岡県磐田市は、大口客の引きとめに躍起で、昨年4月に水道料金の値上げをしましたが、大口客の値上げ幅は一般家庭の12.6%の半分弱に抑えました。大分市や北九州市、流山市は、大口客への割引制度を始めております。

従量料金は、一般的に大量に使うほど割高に設定され、その分、一般住民の料金が安く抑えられてきました。

平成31年4月27日の朝日新聞によれば、「水道料金の見直しルール化」とあり、厚生労働省は自治体などが運営する水道事業者に、3年から5年ごとに水道料金の検証と見直しを求める方針を決めました。人口減少による収入減と老朽化した水道管の更新費用の工面が全国的に深刻な課題になっており、安全な水を提供し続けるために、財源の確保が必要になります。料金見直しのルールで値上げの動きが広がりそうだとしております。

厚生労働省の専門委員会が4月26日、料金見直しのルールを盛り込んだ基本方針案をまとめました。意見募集をした上で告示し、今年10月施行の改正水道法の施行規則にも、同様の規定を追加する方針ということです。

厚生労働省の資料によりますと、2016年度（平成28年度）に約1,300事業者の33%が給水の経費を水道料金で回収できていないそうです。水道料金では不採算の事業所は自治体の税金などで補填をしております。急激な値上げや経営破綻に追い込まれる事態を避けるため、政府は改正水道法で水道管の更新費用などを含めた収支見通しの作成、公表を事業者に求めるとしております。

今回の見直しルールは、収支見通しをつくった事業者に義務づけ、住民や地元議会への値上げの説得材料にもなると見られております。

ここで町長に質問をいたします。

上里町の水道事業、経営の現状について町長に質問をいたします。

質問の2として、上里町も水道料金改定を予定しておると思いますが、どのような内容での

料金改定を考えておりますか、町長に質問をいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（新井 實君） 8番植原育雄議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原育雄議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、地域防災計画についての①自主防災組織モデル地区についてでございます。

自主防災組織のモデル地区数につきましては、第5次上里町総合振興計画前期基本計画及び上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、平成31年度を目標として4地区と定めております。これに基づいて、地域防災計画でも、その目標値を4地区としているところであります。

町では、23隊ある自衛消防隊を自主防災組織と位置づけており、消防・防火活動に限らず、炊き出し訓練や避難訓練など、自主的な防災活動が展開できるようになることを目標としております。

自主防災組織モデル地区についてですが、現在、三軒地区・大御堂地区・三田地区・西金地区がモデル地区の候補であります。地元区長さんと協議してまいりたいと考えております。

大規模災害の初動時には、住民の自助・共助が重要でございますので、住民の意識啓発、自主防災組織の育成等により、地域の防災力の向上を図りたいと考えております。

次に、②民間防火組織の整備についてでございます。

少年消防クラブについては、少年期に防災や消防活動に対する理解を深め、正しい知識の習得と啓発活動を目的とするものでありまして、県内では三郷市少年消防クラブや吉川松伏少年消防クラブなどが活発に活動しています。

近隣では、神川町でジュニア消防クラブを組織し、活動しております。

また、女性防火クラブについては、ふだん家庭の中で火を取り扱う機会の多い女性に対し、火災予防の知識と初期消火や避難行動、救護等の技術の習得を目的とするもので、県内では入間市女性防火クラブなどが活発に活動しております。

消防・防災に関する組織について、町では非常備消防として消防団を組織しており、現在110名の団員が非常勤の特別職として昼夜を問わず活動しております。平成30年4月からは、4名の女性消防団員が加入し、予防消防や啓発活動を中心に尽力していただいているところでございます。

今後は、先進自治体の事例を参考に、民間防火組織の組織づくりと育成強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、③自主防災組織モデル地区等の説明会と参加者についてでございます。

自主防災組織のモデル地区の指定については、23隊ある自衛消防隊に向け、平成29年2月、自主防災組織リーダー養成指導者をお招きし、研修会を開催しました。その後、各地区の防災講習会において、自主防災組織について説明しているところでございます。

防災講習会は、地域の代表者である地元区長さんから依頼をいただき、集会所や公会堂を会場にして、12地区、延べ13回実施しております。

講習会の開催に当たって、地域によっては、班長を通じて参加者について回覧し、周知を図っていただいております、幅広い世代の方々に参加していただいております。

議員御指摘のとおり、参加者に民生児童委員など地域の中心となる方々に参加していただくことは、大規模災害が発生した場合の避難誘導などの点においても大変意義あるものと考えております。また、避難する住民からしても、ふだんから顔の見える関係を築くことで、円滑な避難等に結びつくと考えております。

以上のことから、今後の防災講習会を通して説明会等を実施する際には、区長さんと相談させていただきながら、多くの参加者を募るとともに、地域の防災意識の高揚を図ることで、自主防災組織の組織率向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、2、障害のある方の高齢化についての御質問にお答え申し上げます。

まず、①町内障害者の全体数と障害者の高齢化数等と、その現状についてでございます。

障害者とは、心身の機能に障害がある方で、大きく身体、知的、精神の3つに分かれています。

障害手帳とは、障害のある人が取得することができる手帳で、3種類あります。視覚、聴覚、肢体不自由、内部疾患による障害のある方の身体障害者手帳、知的障害者の方の療育手帳、精神疾患を有する方の精神障害者保健福祉手帳であります。

障害者手帳の申請は町で受け付けし、埼玉県のリハビリテーションセンターや精神保健福祉センターで判定し、交付されております。

上里町における、児童も含めた障害者手帳をお持ちの方は、延べで1,358人となっております。内訳は、身体障害者手帳は944人、療育手帳は234人、精神障害者保健福祉手帳は180人となっております。

平成31年4月現在の手帳取得者数を平成21年4月と比較すると、身体障害者手帳は1.0倍で横ばいですが、療育手帳では1.5倍、精神障害者保健福祉手帳では2.9倍と増えてきているのが実情でございます。

障害者手帳をお持ちの65歳以上の方は延べで697人となっており、全体のおおよそ51.3%、内訳は身体障害者手帳では646人で92.7%、療育手帳では20人で2.9%、精神障害者保健福祉手

帳では31人で4.4%となっております。

なお、障害者手帳をお持ちの65歳以上の方のうち、介護保険の要介護・要支援認定者は240人であり約35%となっております。また、その内訳といたしましては、約95%が身体障害者となっております。

全国的に障害者の高齢化が進んでいるため、町においても障害者の高齢化も進んでいると予測されております。

障害者の高齢化は、加齢に伴うさまざまな生活機能の変化に加え、もともとの障害の状況も多様なことから、社会生活の自立度が大きく変化するため、より個々に応じたサービスが必要となってきます。65歳からは介護保険サービスが優先となるため、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行という変化も加わり、スムーズな移行に向けての相談支援が求められております。

また、高齢介護者が高齢障害者の面倒を見るという状況でもあります。介護者がいなくなった後に、必要な介護や日常的なサポート等の生活上の支援が得られなくなり、日常生活が困難となる可能性もございます。

今後も障害者が安心して生活できるよう、個々の対応及び支援が重要になってくると考えておりますので、各関係機関と連携しながら引き続き取り組んでまいりたいと思います。

次に、②障害者の高齢化について、町はどのような対策を考えているかという御質問でございます。

障害者の高齢化における1つ目の課題として、65歳で障害福祉サービスから介護保険サービスへのスムーズな移行に向けた支援が重要となってまいります。

65歳になると介護保険法が優先法となり、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則、介護保険サービスを優先して利用することとなっております。

町では、その支援として、65歳になる前の障害福祉サービスの更新時に、介護保険制度への移行の案内と相談をさせていただいております。

しかし、一律に介護保険サービスに移行すると問題が生じるため、障害者の心身の状況やサービス利用を必要とする理由などを、本人や家族に伺いながら、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを、障害福祉サービスにおけるケアマネジャーである相談支援専門員、事業所、障害担当と介護保険担当等で連携して対応しております。

また、平成30年4月の介護保険制度の改正で、居宅介護や生活介護の障害福祉サービスの指定を受けている事業所が、一定の基準を満たした場合に介護保険サービスの指定を受けることができる共生型サービスが開始され、同一事業所で両方のサービスを一体的に提供できるようになりました。

この共生型サービスでは、なれた障害福祉サービス事業所で引き続き支援を受けることができるため、スムーズな移行につながると考えております。

現時点では共生型サービスの指定の申請及び相談はありませんが、今後、町内障害福祉事業所に共生型サービスの周知を積極的に行ってまいりたいと思っております。

また、2つ目の課題として、高齢障害者への介護者がいなくなることにより、必要な支援が受けられない方への対応及び支援が重要となります。

障害高齢者が孤立してしまう前に、本人及び関係機関が連携し、長い期間を見据えた住まいや収入・財産管理等の生活のあり方を意見交換し、現在の状況を勘案して、今後必要と思われる各種サービスや成年後見制度等の活用を検討し、切れ目のない支援を引き続き行ってまいります。

次に、3、水道事業についての①水道事業の現状についてでございます。

上里町の水道は、昭和43年に北部・西部・南部の3つの給水区域の認可を受け、開始されました。これは町の半分に相当する区域になります。その後、昭和63年度に簡易水道統合事業に着手いたしまして、残りの区域に点在しておりました13の簡易水道組合を、平成5年度から平成8年度にかけて統合し、その後、第一次拡張により創設当時の3つの浄水場は全て廃止し、現在の2つの浄水場から安定給水を行うことができるようになりました。

しかし、上里町浄水場は建設から20年が経過し、さらなる安定給水に向け、第二浄水場の一部拡張整備も含め、平成22年度から平成26年度にかけて、更新工事を約8億9,000万円かけて行いました。

今後も場内配管耐震化工事や管理棟改修工事、さらに上里町第二浄水場の電気・機械の計装設備の更新のため、概算事業費で約23億円が必要と試算しております。

なお、計装設備につきましては、数年後に着手する必要があります。

管路につきましては、旧簡易水道組合で使用しておりました旧配水管、約56キロメートルがそのまま町に引き継がれ、水道事業の管理となったことにより、40年以上経過している水道管は、約92キロメートルとなっております。そのうち民地内の老朽管延長は、先ほど植原議員のお話にありましてとおり、約7.7キロメートル、この更新には約7億3,000万円と試算されております。

なお、40年以上経過した老朽管全ての更新には、約48億円の費用が必要と試算しております。

財政状況ですが、事業の収支としては、平成22年度以降、黒字を維持しております。料金回収率においても、供給単価は給水原価を上回っており、給水の経費は料金収入により回収できている状態ですが、現金預金残高は毎年減少しており、3月末で約2億8,000万円、企業債の未償還残高は約18億4,000万円となっております。

現状では経営的に黒字を維持していますが、節水器具の普及、給水人口の減少等により料金収入が減少し、管路や浄水場の機械設備等の老朽化、耐震化のおくれなどにより、施設の更新のために多額の投資が必要となっていきます。

次に、②水道料金の改定についてでございます。

改定の時期は令和3年度を予定しております。今年度に経営健全化計画を委託により策定し、来年3月に公表できるよう準備を進めております。来年度に水道料金等審議会を開催し、改定金額を決定する予定であります。どれぐらいの上げ幅になるかは、経営健全化計画を策定していく中で、収支の見通しや更新需要等を精査して決定してまいります。

改定に伴い、料金体制は従来の逡増型の料金体系を踏襲する改定を予定しておりますが、大口需要者がより多くの水道を使っていただけるような料金制度を、今後検討してまいります。

議員のお話にありました平成31年4月26日、専門委員会から水道基盤の評価方針案がまとめられ、水道事業の健全な経営の確保に関する事項が示されました。料金見直しのルールとして、更新費用を考慮した料金設定とすること、3年から5年ごとに料金の見直しを行うこと、収支の見通しを公表すること等が盛り込まれております。

上里町では、昨年度、経営戦略を策定し、アセットマネジメントの構築を進めており、経営健全化計画の中で、長期的な観点で計画的な更新が可能な料金を設定いたします。

また、令和3年に予定している料金改定以降も、3年から5年ごとの周期で料金が適切か検証し、見直しを行っていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 最初に、自主防災組織の充実強化として、大規模な災害が発生した際に、被害の防止、または軽減を図るために、防災機関による応急活動に先立ち、住民がみずから出火防止や初期消火、被災者の救出、救護、避難等を行うことが必要であるわけですが、このため地域においては、自主的な防災活動が展開できるように、自主防災組織等の充実強化、リーダーの育成等を促進するとあります。

そこで、被災者の救出、救護、避難等を行うことが必要であるということではありますが、避難訓練を想定しているかどうか、そこら辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 避難訓練を計画しているかどうかということでございます。

自治体が行う救助には一定の時間を要しまして、災害が発生した場合には、自分自身の身の

安全を守る自助、それから隣近所の声がけや地区による助け合いの共助とかが必要になっております。

このことから、自主防災組織単位の避難訓練は有効でありますので、モデル地区をまず選定しまして、事業として推進してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 次に、障害のある方の高齢化についてのところで再質問をいたしたいと思っております。

たしか65歳からと言われたと思いますが、障害施設から介護施設に移って対応できない、例えばなじめない場合、その方について、町ではどのような対応を考えているか、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員の質問は、65歳を過ぎて障害福祉サービスから介護保険へ移行した場合の適応できない場合についての対応はということであります。

本人の特性にもよりますが、介護保険サービスの施設で適応できない場合については、一律に介護保険サービスを優先的に利用することでなく、個別の状況に応じて、介護保険担当課等と連携して、本人に合った支援内容、介護保険サービスにより受けることが可能かどうかも判断して、もし介護保険サービスで受けられないと判断した場合には、障害福祉サービスにかわる介護給付等、そういったことを進めていきたいと思っております。

○議長（新井 實君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） それでは、最後に水道事業について再質問をいたします。

簡潔にお聞きしたいと思います。水道事業の広域化について、町はどのようなお考えをしておられますか、町長に再質問をいたします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員の水道事業の広域化ということで再質問がございました。

今回の水道法に一部改正がありました。これは広域連携を推進するということが具体的に盛り込まれておまして、水道広域化については、国が平成16年6月に水道ビジョンを作成して、その中で広域化の推進の具体的な検討を重ね、埼玉県においても、県内全水道事業者と県企業

局から成る水道広域化検討会が平成18年12月に設置され、検討が開始されております。

その後、平成23年11月には、現在の埼玉県水道広域化検討部会が設置され、上里町は熊谷市・深谷市・本庄市・美里町・神川町・寄居町が所属する第11ブロックに組み込まれました。平成26年1月に第1回の検討部会が開催されて、平成31年1月に第8回の検討部会が開催されたところであります。

今回の改正では、国、特に都道府県による積極的な関与を促し、広域化の推進を図る内容となっております。水道を取り巻く課題としては、水道施設の老朽化、耐震化のおくれ、水道職員の減少、給水量の減少など、上里町においても当てはまる課題であります。

今後もこの検討部会の推移を見ながら、広域化の有益性や実効性について検討を重ねてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（新井 實君） 8番植原育雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後4時25分休憩

---

午後4時40分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

2番高橋茂雄議員。

〔2番 高橋茂雄君発言〕

○2番（高橋茂雄君） 皆様、こんにちは。

議席ナンバー2番高橋茂雄です。議長の許可を得たので一般質問をさせていただきます。

1、生活支援について。①町外で介護保険を利用されている方について。②町外で生活をしている高齢者について。

2、道路整備について。①早期実現が可能な道路について。②道路計画が変わるのかのおおむね2点であります。

最初に、生活支援についての質問をさせていただきます。

生活支援について、①町外で介護保険を御利用されている方について、介護保険法では、居住している場所に住民票を置き、そこで介護保険サービスを受けることができるという原則が

あり、そこは理解しているところでありますが、それでも事情があり、町内に住所があり、住所を移さないで、町外に移住していて介護保険を御利用している方が何人ぐらいおられるのか。

また、介護保険の上限は36カ月だけれども、期限が来て再申請したときに、様態や審査に不満があるときに期限が1年のときもあります。その都度、町内のケアマネ、または町外の委託先のケアマネに審査をしてもらうわけですが、町の費用負担は、町内で審査をするのと比べて差額が出るのでしょうか。出るとしたら幾らぐらいかかるのでしょうか。

通知一つにしても、域内郵便と域外郵便では差額が出るのでは。また、逆に町外に住所があり、施設等ではなく、家族等と町内に居住している方を町では把握しているのでしょうか。介護度等も含めて、把握しているなら教えてください。

町内で町外の人が生活すれば、インフラの費用がかかります。また、町内の人で町外で生活をすれば、他の市町村のインフラを利用します。どちらが町の財政に負担をかけるのでしょうか。

また、他の市町村とのネットワークがあるのでしょうか。あるとすれば十分機能しているのでしょうか。今後はどう対応していくのでしょうか。

今後、原則は原則として、このような高齢者がますます増加すると思われませんが、町としての今後の対応をお聞かせください。

## ②町外で生活をしている高齢者について。

こちらについても、居住している場所に住民票を置くことにより、さまざまなサービスを受けることができるということは理解しております。それでも近年では、生活のスタイルの変化やいろいろな事情によって、住所を移さずに町外で暮らしている高齢者がいると思われませんが、実態を把握しているのでしょうか。把握しているのなら、何人ぐらいおられるのでしょうか。

町内の御自宅のポストに役所から通知が来ても、御本人のところに届かないのでは。その場合、町ではどう連絡をするのか。

また、町外に居住していると住所がないから、高齢者の虐待等もテレビ、新聞等で報道されていますが、実際に起きた場合、どちらの行政区が責任を負うのでしょうか、町長の答弁をお願いいたします。

## 2、道路整備について。

### ①早期実現可能な道路について。

町長は、道路元年というキャッチフレーズのもとに、新設、または計画道路の早期実現を目指すとして公約しておりますが、道路ができて、抜け道を通る車はなくなりません。朝夕の渋滞が町内どこでも起こりますが、既存の道路を一部改良することで減らせるし、また事故抑止にもつながると思います。

土地改良区の生み出した道路は、クランクが多く、変則的な交差点になっています。それを十字路に改良するとか、抜け道的な道路の改良はどう進めていくのでしょうか。

高齢者の事故や保育園の生徒が犠牲になったり、町内でも危険な箇所がたくさんあると思われるのですが、対策は。

最初に戻りますが、抜け道として使用する道路を一方通行にするとか、朝の通学の時間帯を全面通行どめにするとか、実際に旭小・仁手小・金屋小区域では一方通行に、北泉小では通行どめにしています。市内でなく郊外の学校で実施しています。通勤の車で危ないからと思われる。町内も群馬県の通勤や児玉工業団地の通勤などで数多くの車が抜け道を通ります。事故が起きる前に対策が必要と思われるのですが、町長の答弁をお聞かせください。

②道路計画が変わるのか。

上里北中から高崎線を陸橋にして三町の郵便局付近まで南北に抜ける道、関越の下も上越新幹線の下も計画どおり開いているのに、どうして道路ができないのでしょうか。

次に、関越の側道が神流川で切れているが、群馬県では一級河川でも側道がつながっているし、埼玉県でも花園の荒川を初め、側道がつながっていますが、橋をかける計画はないのでしょうか。道路の買収もなく、渋滞も減ると思われますが、町長の答弁をお聞かせください。

また、私が小学生のときに、今の消防本部のある西富田から藤武橋まで、本庄藤岡線のバイパスが並行してできると聞いていました。だから、町でも水道管の本管を本庄藤岡線の南側に、畑の中を並行し埋設しましたら、いつの間にか消えてしまいました。こちらは県道だから詳細はわからないにしても、計画が実現すれば交通渋滞も削減できたと思われます。

また、町長がかわるたびに道路計画が変わるのでしょうか。町の将来像は変わらないと思うのですが、庁舎北の道路を西に延ばしてスマートインターにつなげる計画などもありましたけれども、その後どうなっているのでしょうか。

いずれにしても、町の交通インフラをどのようにお考えなのか、町長の答弁をお願いいたします。

以上で壇上からの質問を終わりにいたします。

○議長（新井 實君） 2番高橋茂雄議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋茂雄議員の御質問に順次お答え申し上げます。

初めに、1、生活支援について、①町外で介護保険を利用されている方についての御質問についてお答えを申し上げます。

介護保険法では、市区町村の区域内に住所を有する方が介護保険被保険者と定められている

ため、町内に住民票を置いたまま、町外に居住しながら介護保険サービスを利用している方の把握はできておりません。

しかし、病院から退院後の不安定な状態の方が、一時的に遠方の子どもの支援を受けるために町外に居住するケースなど、町に相談があった場合には把握することができます。

このように、一時的に住所地以外で生活する必要がある場合には、その理由をケアプランに位置づけた上で、住所地以外で地域密着型サービスや住宅改修などの一部のサービスを除く他の介護サービスは、利用いただくことが可能となっております。

要介護認定調査では、在宅で生活する方は御家庭に、入院中の方は医療機関へ、認定調査員が出向いて行っていますが、やむを得ない事情により一時的に町外に居住している方の場合には、現地の居宅介護支援事業所へ認定調査を委託することになり、その委託料は1件当たり4,320円となっております。

なお、実際の生活実態が町外であることが判明した方に対しましては、介護認定の申請の折や、本人・家族・ケアマネジャーからの御相談の折に、住民基本台帳法に基づき、住民票を異動していただくようお願いをさせていただいております。

また、町外に住民票を置いたまま町内の居宅に居住している方についても同様に、介護度を含めた正確な人数等は把握しておりません。

本人・御家族から、上里町で介護サービスを受けたいなどの御相談もありますが、このような場合も同様に、住民票を異動していただくようお願いしております。

そして、議員御指摘のインフラの費用の財政負担につきましては、住民票を移さずに別の市町村に居住している方を把握することはできませんので、比較するのは難しい状況であります。

他の市町村とのネットワークは、システムとして構築はされておりませんが、本庄市児玉郡内の介護保険担当課長会議を定期的に行っており、こうした場を活用しながら情報交換し、住所地において利用者の方が適正な介護保険サービスを受けていただけるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、1、生活支援についての②町外で生活している高齢者についてのお答えを申し上げます。

住所を移さずに町外で暮らす高齢者について、町がどの程度実態を把握しているのかのお尋ねでございます。

先ほどの町外で介護保険を利用されている方についてでも御説明したとおり、町では要介護認定を受け、介護保険サービスを利用している方につきましては、家族やケアマネジャー、認定の更新申請の際に一部の方は把握することができますが、多くは把握できていない状況となっております。

また、要介護認定を受けていない方で、住所を移さずに町外で暮らす高齢者につきましても、同様に把握できないのが実情でございます。

このように住所を移さず町外で暮らす方へ町からの通知等が届かない場合などは、通知を発送した担当課が、関係課と連携をとりながら調査を行い、所在の確認を行っております。

また、居住地に住民票がない高齢者が虐待を受けている、または虐待が疑われる状況を各自治体が把握したときの対応では、住民票の有無にかかわらず、生活実態のある居住地である市区町村が事実確認を行い、支援につなげることとなっております。

高齢者虐待の場合、高齢者の安全確保とともに、養護者が虐待するほど介護が大変な状況に陥っているとの考え方のもと、養護者の支援も同時に行うことも重要なこととございます。

しかし、居住地に住民票がないと、その方に必要な全ての介護保険サービスを利用できない場合があることや、介護保険以外の行政サービスが受けられないこと、民生委員さんの見守りの提案など、住民基本台帳法の趣旨を説明しながら、住民票を生活実態のある居住地に移すよう勧めております。

今後も高齢者虐待を早期に発見し、高齢者が地域で安心して暮らし続けることができるよう、他の市区町村と連携して、継続した支援を行ってまいります。

次に、2、道路整備についてのお尋ねのうち①早期実現可能な道路についてでございます。

昨今、高齢者の事故や保育園の児童が犠牲になった事故がテレビニュースや新聞、インターネット等で報道され、心を痛めているところでございます。交通事故は深刻な社会問題となっており、よりよい交通安全対策を検討することは、非常に重要であると考えております。

議員のお話しのとおり、一方通行や朝の通学時間帯の全面通行どめなどといった通行規制をかけることも、交通安全対策の一つの有効な手段であると考えております。

通学路などに通行規制を行うと、自転車や歩行者は安全に通行できるようになりますが、車を利用する地域住民の方は、通行に制限を受けることとなります。また、通行どめにした際には、3年ごとに通行許可証を取得していただくなどの労力も生じます。

そのため、まずはこういった通行規制のメリットとデメリットを検証した上で、地域の皆様の合意形成が不可欠となります。また、合意を形成する上では、学校や保護者の方などの意見を確認していくことも必要と考えております。

通学路の交通安全対策の一環といたしまして、本庄県土整備事務所を事務局とした本庄地区通学路安全検討委員会が設置されております。

この委員会は、国・県・市町・警察・東京電力パワーグリッド株式会社・NTT東日本により構成されており、委員会より、保育園・幼稚園・小・中学校に通学路の点検・調査を依頼し、要望のあった危険箇所の補修・改良を実施しております。直近では平成28年度に通学路総点検

を行い、第4期通学路整備計画を作成し、平成29年度から5カ年計画で推進しているところでございます。

一方通行や朝の通学時間帯の全面通行どめなどの通行規制につきましては、教育委員会や本庄警察署等の関係機関と連携を図り、各地域の交通事情や要望などを注視してまいりたいと考えております。

最後に、②道路計画が変わるのか、また新設道路は可能かのお尋ねでございます。

議員御質問の上里町中央通り線は、昭和49年に都市計画決定された幅員22メートルの都市計画道路であり、国道17号から県道藤岡本庄線を結び、都市計画道路三田久保原線、古新田四ツ谷線が接続する重要な幹線道路でございます。

現在、新設道路は、町の計画に基づき整備を行っておりますが、上里町中央通り線については、具体的な整備時期が定められる状況に至っていないのが現状でございます。

次に、神流川に橋をかけて、関越自動車道の側道を群馬県側に延伸する計画についてでございますが、上里町の計画道路、構想道路には位置づけられておりませんので、神流川に橋をかける計画はございません。

また、三田久保原線を延伸し、スマートインターチェンジへアクセスする道路構想は、平成29年3月策定の上里町都市計画マスタープランに構想道路として位置づけられております。

私が町長に就任したことにより道路計画を変更したというのではなく、上里町都市計画マスタープラン策定委員会、上里町都市計画審議会の方々の御意見により構想された道路でございます。

○議長（新井 實君） 本日、都合により会議の時間を延長いたします。

続行します。

○町長（山下博一君） 町内道路の今後のあり方についてでございますが、第5次上里町総合振興計画や上里町都市計画マスタープランの構想・方針を基本といたしまして、上里町の主要交通軸を形成する国道・県道の円滑な整備・改良を促進するとともに、町道についても、幹線道路の整備を計画的に進めてまいります。

また、身近な生活道路の狭隘区間の改良や歩道整備等を継続的に推進し、道路機能を維持するため、適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新井 實君） 2番高橋茂雄議員。

〔2番 高橋茂雄君発言〕

○2番（高橋茂雄君） すみません、再質問をさせていただきます。

最初に、介護保険を利用されている方についてですが、介護保険法では、場所が変わったら

14日以内に住所を移す、また特養はちょっと別にしても、そういうことは承知しているわけですが、近隣市町村では、大里広域市町村圏組合では、広域圏内でも介護保険の利用者に郵送してくれたり、新たなサービスを実際に提供してくれます。

このことを考えれば、上里町単独、または児玉郡市広域にかかわらず、人口の多い熊谷市や深谷市を含む大里広域圏に入れるなら、入るべきだと思います。よりよいサービスを受けられると思いますが、町長の答弁をお願いいたします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋議員の介護保険サービスについて、今は町が町の住民に対して責任を持ってやっているわけですが、町外等に移られた人に対しての大幅な変更というか、広域に考えてほしいという質問かと思います。

これについては、今の自治体の介護保険のサービスについて、大幅な変更になりますので、可能かどうかも含めて、大変難しいテーマですので、今後検討するという事で御理解いただければと思っております。

○議長（新井 實君） 2番高橋茂雄議員。

〔2番 高橋茂雄君発言〕

○2番（高橋茂雄君） さっきの質問なんですけれども、介護保険はどんどん金額が増えると思うので、人口が多ければ多いほど必要なことも利用できると思うので、ぜひ考えていただきたいと思うんですが、実際には県北とかと一緒になるということは難しいと思われるのでしょうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 広域なあれとして、どの範囲で適切なのか、その辺もちょっと定かでない状態で、この介護サービスを広域のサービスとしてやるというのは非常に、ほかの市町村の状況も含めて、ちょっと勉強というか、研究させていただくということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（新井 實君） 2番高橋茂雄議員。

〔2番 高橋茂雄君発言〕

○2番（高橋茂雄君） では、検討してくれるということで、お願いいたします。

次に、2番の質問なんですけど、先ほど私が、虐待が起きたらどうするのでしょうかという話をいたしました。住民票があるなしにかかわらず、そこにいる方を地元の市町村が見るということで、居住していなくても、居住していて住民票がなくても、地元で見るということになっ

ていますが、民生委員の人が見回るにしても、実際に調査に行っても、住民票がないので、実際わからないのではないのかと思うんですよね。その辺で本当に虐待を疑われたりしたときは、実際、住民票がないから、いらっしゃらないわけですよね。それで引きこもっていたら、わからないのではないですか。その辺はどう解消されるのでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 御質問が、町内に居住していない高齢者の虐待ということの質問かと思っております。

町では、水道の検針や受託業者、町内の宅配業者などの個人商店20社と、高齢者の見守り協定を結んでおります。高齢者の異変を感じたら、町へ連絡いただくようお願いしています。

また、民生委員児童委員さんにも同様な依頼をしております。虐待防止月間とかそういった、11月に町の広報誌で高齢者虐待防止の記事を掲載して、町民からの通報を町が受ける体制を整え、高齢者虐待の早期発見に努めている状況でございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 2番高橋茂雄議員。

〔2番 高橋茂雄君発言〕

○2番（高橋茂雄君） 大変だと思いますけれども、頑張ってもらいたいと思います。

次に移ります。

先ほど学校のそばを一方通行にするとか通行どめにするとかは大変だとおっしゃいましたが、これだけ事故が多ければ、近隣の住民の方も、別に通行どめ、一時的だったら理解が得られると思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 交通の安全という観点から通行規制を行う場合ということで、基本的には、やはり地域の合意が得られないと、なかなか難しいかなと思います。また、地域の合意が得られたにしても、警察署に、そういった規制内容について要望書を提出することになるかと思えます。その後、警察が現地を調査して、規制の目的や必要性、交通の状況などを把握して、効果などを検証して、規制が必要かどうかの総合的な判断が下されるという流れがあるかと思っております。一般的な通行規制を実施する際の流れでありまして、そういったことが警察サイドで最終的に判断されるということだと思えます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 2番高橋茂雄議員。

〔2番 高橋茂雄君発言〕

○2番（高橋茂雄君） 先ほどの件ですけれども、余りにも抜け道として車がたくさん通るので、実際に通行どめにしても、近隣の住民から別に反対意見が出るとは思われませんが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 通行規制については、先ほど言いましたように、地域の合意が一つの前提で、地域の実情を把握して、町が要望書を出すということであるかと思えます。

基本的には、警察の現地調査を経た上で、規制の目的、必要性というところの判断で、必要かどうかということをございますので、基本的にはそういった地域の皆さんの要望というのが、一つのキーポイントになるかと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 2番高橋茂雄議員。

〔2番 高橋茂雄君発言〕

○2番（高橋茂雄君） 事故が起きてからでは遅いので、検討していただきたいと思います。次に移ります。

道路計画で、先ほどの17号から皆さん郵便局まで来るとか、ほかの計画も、その当時は必要だと思って計画をされていて、そのときも税金を投じて区画や計画を立てていると思うんですけども、それがどうして長年たつと、皆中止になってしまうというか、やめてしまうんでしょうか。その当時は必要だと思ってやっているのだと思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 都市計画道路というのは、基本的には昔から計画があるということで、先ほど言いましたように、昭和49年に決定した都市計画道路で未着工が3路線あります。上里中央通り線と三田中通り線、神保原中通り線という3路線がございます。他の路線は全線、または一部開通しておりますが、財源とか人員に限りがございます。また、そういった進捗状況については、その時代背景もあって、そういった見直しをかけても思っております。

特に上里中央通り線については、私が就任前に都市計画道路から外されておりました。どういう経過か、私もよく存じていませんが、そういう時代背景もあるのかなということが考えられます。あくまでも推測ですが。

以上です。

○議長（新井 實君） 2番高橋茂雄議員。

〔2番 高橋茂雄君発言〕

○2番（高橋茂雄君） では最後に、今後も時代背景が変わると、また計画道路が、今年度つくる、また来年つくるというのが、将来また変わってしまうんでしょうかね。その辺はどう思っているのでしょうか。それを質問いたしまして終わりにいたします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 基本的には都市計画審議会という形で、十分な見識者が審議したことであるかと思えます。それが急に変わるかというのは、私もその辺まだ十分、時代背景だけではなくて、そんな要素があるのかどうか、交通量とかそういったところが想定されますが、基本的には、そういう審議会等で専門家の知見を得ながら審議した結果だと思っております。

それと、ちょっといいですか、追加、先ほどの介護保険で、広域で介護保険サービスをという一つの高橋議員の提案がありました。これについては、アイデアとして受けとめさせていただいて、今後検討でなく、研究させていただいて、これを少し、研究という形で進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 2番高橋茂雄議員の一般質問を終わります。



## ◎散 会

○議長（新井 實君） 本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後5時12分散会